

SHOKO CHUKIN BANK

中間期ディスクロージャー誌 2014



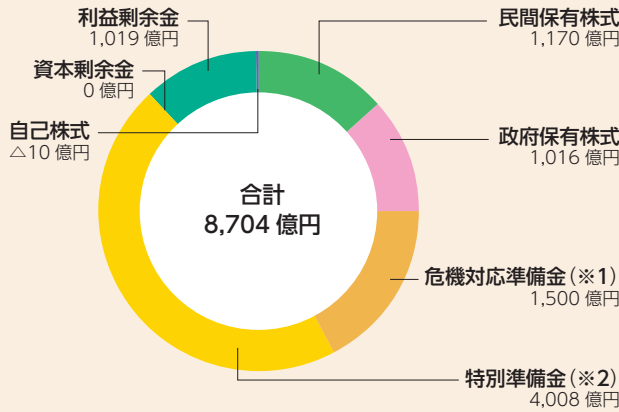
商工中金

人を思う。未来を思う。

商工中金の概要

(平成26年9月30日現在)

- ▶ 名称 株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
(平成20年10月1日 株式会社化)
- ▶ 会社成立の年月日 昭和11年10月8日
- ▶ 目的 株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。
- ▶ 業務開始 昭和11年12月10日
- ▶ 資本金 2,186億円(うち政府出資1,016億円)
- ▶ 資本構成



(※1) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤の確保に資するものとして措置されたものであり、自己資本の中核的な位置付けである普通株式等Tier1資本とされています。

(※2) 株式会社への転換に際し、中小企業の皆さまに対する円滑な資金の供給が継続的に実現できるよう、政府出資金から3,037億円、利益剰余金から970億円、合計4,008億円について特別準備金への振替を行ったものであり、これは自己資本の中核的な位置付けである普通株式等Tier1資本とされています。

- ▶ 資金量 預金 4兆9,679億円
譲渡性預金 887億円
債券 4兆7,745億円
- ▶ 貸出金 9兆4,961億円
- ▶ 店舗等 国内100/海外4
- ▶ 職員数 4,101人
- ▶ 格付

	R&I	JCR	Moody's
長期	AA ⁻ (安定的)	AA ⁺ (安定的)	A1 (安定的)

(平成26年12月2日時点)

▶ 業務内容

1. 融資業務 設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の方々が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。
また、中小企業の方々の多様化した資金調達ニーズに応えるべく、私募債、シンジケートローン、アセット・ベースト・レンディングや売掛債権流動化などの金融手法の開発、普及にも取り組んでいます。
2. 預金業務 ①預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金および外貨預金を取り扱っています。
②譲渡性預金 譲渡可能な預金を取り扱っています。
3. 債券業務 中小企業の方々に安定した資金をご提供するため、金融債である商工債を発行して資金を調達しています。
4. 資金証券業務 商工中金全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に積極的に取り組んでいます。
5. 国際業務 中小企業の方々の事業活動を支援する総合金融機関として、外国送金、輸出入に関する業務を行うとともに、海外進出にかかわるご支援、海外現地法人へのご融資などあらゆる海外取引に積極的に取り組んでいます。
6. その他
 - ・金利、通貨などのデリバティブ取引
 - ・M&Aに関する業務
 - ・経営情報の提供
 - ・中金会・ユース会に対する協力
 - ・経済調査活動 など

商工中金に関する情報は、インターネットのホームページでも、ご紹介しています。

<http://www.shokochukin.co.jp/>

Contents	▶ トップメッセージ	2
	▶ 使命実現に向けて	株式会社商工組合中央金庫法の概要 ... 3 商工中金の企業理念 4 平成26年度下期の業務運営方針 4 第二次中期経営計画の概要..... 5 危機対応業務を中心とした セーフティネット機能の発揮 6 中小企業の企業価値向上への サポート 11 金融円滑化への取組み 15
	▶ 財務ハイライト	収支の状況..... 16 貸出金の状況..... 17 不良債権の状況..... 18 資金調達状況..... 20 自己資本の状況..... 20
	▶ 財務データ	経済・金融情勢の回顧 22 平成26年度中間期の連結業績の概況 23 中間連結財務諸表 24 営業の状況（連結）..... 35 平成26年度中間期の単体業績の概況 36 中間財務諸表..... 37 資本の状況（単体）..... 41 損益の状況（単体）..... 42 営業の状況（単体）..... 45
	▶ 自己資本の充実の状況 （バーゼルⅢに基づく開示）	自己資本の構成に関する開示事項 62 定性的開示事項 94 定量的開示事項..... 95
	店舗等一覧	112

■ **ご挨拶**

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜わり、誠にありがとうございます。

このたび、平成26年度中間期の業績などについてご説明した「中間期ディスクロージャー誌2014」を発売致しました。ぜひご一読いただき、商工中金に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

■ **金融経済環境**

平成26年度上期のわが国の景気は、消費税率引上げ後の反動減や輸出の低迷によって停滞したものの、政府による経済対策の効果や、企業収益の改善による設備投資マインドの回復などから、緩やかな持ち直し傾向を辿りました。

商工中金の「中小企業月次景況観測」によると、中小企業の景況感は反動減により一時的に悪化しましたが、機械製造などの加工業種では底堅い動きがみられました。一方、内需関連業種では、仕入価格の上昇や人手不足等もあって回復が遅れがみられ、中小企業の景況感は改善に一服感が生じました。

■ **平成26年度中間期の回顧**

このような環境のもと、東日本大震災からの復旧・復興や原材料・エネルギーコスト高等による中小企業の皆さまの業績・資金繰りへの影響を踏まえ、危機対応業務を中心に引き続きセーフティネット機能の発揮に最大限の対応を図り中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化へのサポートを通じて、地域の雇用維持・経済の安定に貢献できるよう、取り組んでまいりました。

収支につきましては、貸出金に係る利鞘の縮小等により資金運用収支が減少いたしました。138億円の経常利益、56億円の中間純利益を計上することができました。この間の株主の皆さまならびにお取引先の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

■ **平成26年度下期の業務運営**

景気は回復しつつあるものの、消費税率引き上げに伴う反動減と実質所得の減少により個人消費等が減少していることに加え、輸入原材料価格の上昇や人手不足による影響等、中小企業の経営環境・資金繰りは依然として予断を許さない状況にあります。特に地域中小企業においては、人口減少・少子高齢化等の構造変化がもたらす影響に引き続き注視が必要であります。

商工中金は、業績・資金繰りに影響が生じている中小企業の皆さまを支えていくため、引き続き、セーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。

また、商工中金の強みであるネットワーク機能、総合的な金融機能を結集し、グループ一体となって、地方公共団体、地域金融機関など地域の各機関との連携を一層図りつつ、お取引先に対する成長、再生支援等に全力で取り組み、地域の面的な取り組みへと繋げ、地域経済の活性化に貢献してまいります。

成長支援については、集約化や生産性向上等設備資金ニーズに対し、迅速かつ確に成長マネーを供給するなど、お取引先の持続的成長をサポートします。また、地域の中核となる中小企業等に



対してのリスクマネー供給スキームの構築を図ります。

さらに、海外進出や農工商連携、医療介護等の成長分野へ進出するお取引先に対して、資金面のみならず情報提供など総合的なサポートを行うほか、中長期的な産業構造の変化を見据え、幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「ビジネスマッチングやM&A等の企業間連携支援」、「事業承継支援」への取組みを強化してまいります。

再生支援については、経営改善が必要なお取引先に対して、事業再編を含めた能動的かつ抜本的な再生支援に取り組むほか、業況が改善しているお取引先に対しては、金融取引正常化とその後の成長支援に取り組みます。

このような中小企業の皆さまのニーズに応じていくため、債券（募集債）による安定的な調達に加え、個人・法人預金等の預金調達基盤の拡充を図るとともに、業務の効率化等、一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上及びそれを通じた地域活性化に貢献するとともに、商工中金自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

■ **むすび**

厳しい環境が続きますが、「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

今後とも格別のご指導とお引き立てを賜わりますようお願い申し上げます。

平成27年1月
株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長

杉山 秀二

■ 株式会社商工組合中央金庫法の概要

商工中金は、平成20年10月に、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）に基づき、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、それまでの協同組織金融機関から、同法に基づく特殊会社となりました。

平成21年6月には、未曾有の経済・金融の混乱による危機への対応に万全を期するため、商工中金の自己資本の強化等を目的として同法の改正が行われました。

更に、平成23年3月の東日本大震災に対応するため、同法の改正により、政府保有株式処分の起算点を3年延期する等の措置が講じられております。

商工中金の目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

業務

株式会社化に際して、貸出、預金、為替、保証などフルバンキングサービスを更に充実

〔商工中金の中小企業金融機能の根幹を維持するための措置〕

- 主たる貸付対象をメンバー（株主である中小企業団体とその構成員）に限定する。
- 商工債発行を継続する。
- 中小企業等協同組合などによる商工中金の代理業務を継続する。

〔中小企業等に対してより多様なサービスを提供するための措置〕

- 従たる貸付対象を拡大する（メンバーの国内子会社、メンバーの事業を承継する者など）。
- 保証業務などの対象制限を撤廃する。
- 子会社保有規定を明確化する。
- 預金資格制限を撤廃する。併せて、預金保険制度の対象とする。
- 余裕金運用制限を撤廃する。

〔危機対応業務〕

- 法定された指定金融機関として、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に危機対応業務を行う。

財務基盤

- 株式会社化に際して、自己資本の充実など、財務内容の健全性に資するものとして、従前の政府出資等のうち4,008億円を特別準備金とする。
- 政府は、平成26年度末までの間（平成23年法改正等により3年延長）、危機対応業務の円滑な実施のため、予算で定める金額の範囲内において、危機対応準備金に出資することができる（平成21年7月に1,500億円出資）。

組織・監督・開示

- 商工中金の株主は、政府ならびに中小企業団体およびその構成員に限定する。
- 主務大臣の監督は真に必要なものに限定する。
- ディスクロージャー誌等を作成・開示する。

今後の措置

- 政府は、市場の動向を踏まえつつ、平成27年4月1日から起算して、おおむね5年後から7年後を目途として、政府保有株式の全部を処分する（平成21年法改正により起算点を3年半延期、平成23年法改正により更に3年延期）。
- 政府保有株式の全部を処分した後、移行期に係る特別の法律は廃止し、そのうえで、中小企業金融機能を維持するため、株主資格制限その他必要な措置を講ずる。
- 平成21年法改正により、政府は、平成26年度末を目途として（平成23年法改正により3年延期）、危機対応業務の実施状況、株主となる中小企業団体およびその構成員の資金の余力等を勘案し、危機対応業務の在り方、政府保有株式の処分の在り方および商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることとされた。

■ 商工中金の企業理念

使命

中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが私たちの成長です。

私たちは、お客さまの立場になって長期的な視点で企業を見つめ、創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法をはじめとする総合金融サービス、そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援してまいります。

お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、これこそが、私たち商工中金の使命です。

経営姿勢

中小企業の皆さま に対して

- 長期安定取引に基づく安心と、問題解決に資するサービスを提供します。
- 企業間連携・地域連携を促進し、新たなビジネス機会を創出します。
- お客さまの成長を通じて私たちも成長し、長期的な企業価値向上を目指します。

資金をお預けいただく 皆さまに対して

- 健全な経営に徹し、信頼・誠実・丁寧を旨とする対応を実現します。
- 資産運用の良きパートナーとしてベストな運用をサポートします。
- 社会貢献へつなげる運用を実現します。

職員 に対して

- 現場主義を徹底し、チャレンジを奨励する活力ある組織を目指します。
- 専門能力の開発をサポートし、プロフェッショナルな人材を育成します。
- プロセスを重視し、社会に貢献する喜び、誇りが感じられる職場をつくります。

社会 に対して

- コンプライアンスを徹底します。
- 経営の透明性を高め、情報の開示・発信に努めます。
- すべてのステークホルダーの満足を追求し、地域経済の発展に貢献します。

行動指針

- 1：お客さまの立場になり、
- 2：お客さまの未来を考え、
- 3：お客さまから求められるスキルを磨き、

- 4：お客さまのために一丸となって、
- 5：お客さまの夢を応援していく。

高い志と公正・健全な精神を胸に、私たちは誇りをもって行動します。

■ 平成26年度下期の業務運営方針

- 景気は回復しつつあるものの、消費税率引き上げに伴う反動減と実質所得の減少により個人消費等が減少していることに加え、輸入原材料価格の上昇や人手不足による影響等、中小企業の経営環境・資金繰りは依然として予断を許さない状況にあります。特に地域中小企業においては、人口減少・少子高齢化等の構造変化がもたらす影響に引き続き注視が必要であります。
- 商工中金は、業績・資金繰りに影響が生じている中小企業の皆さまを支えていくため、引き続き、セーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。
- また、商工中金の強みであるネットワーク機能、総合的な金融機能を結集し、グループ一体となって、地方公共団体、地域金融機関など地域の各機関との連携を一層図りつつ、お取引先に対する成長、再生支援等に全力で取り組み、地域の面的な取り組みへと繋げ、地域経済の活性化に貢献してまいります。
- 成長支援については、「成長・創業支援プログラム」により、集約化や生産性向上等設備資金ニーズに対し、迅速かつ的確に成長マネーを供給するなど、お取引先の持続的成長をサポートします。また、地域の中核となる中小企業等に対してのリスクマネー供給スキームの構築を図ります。

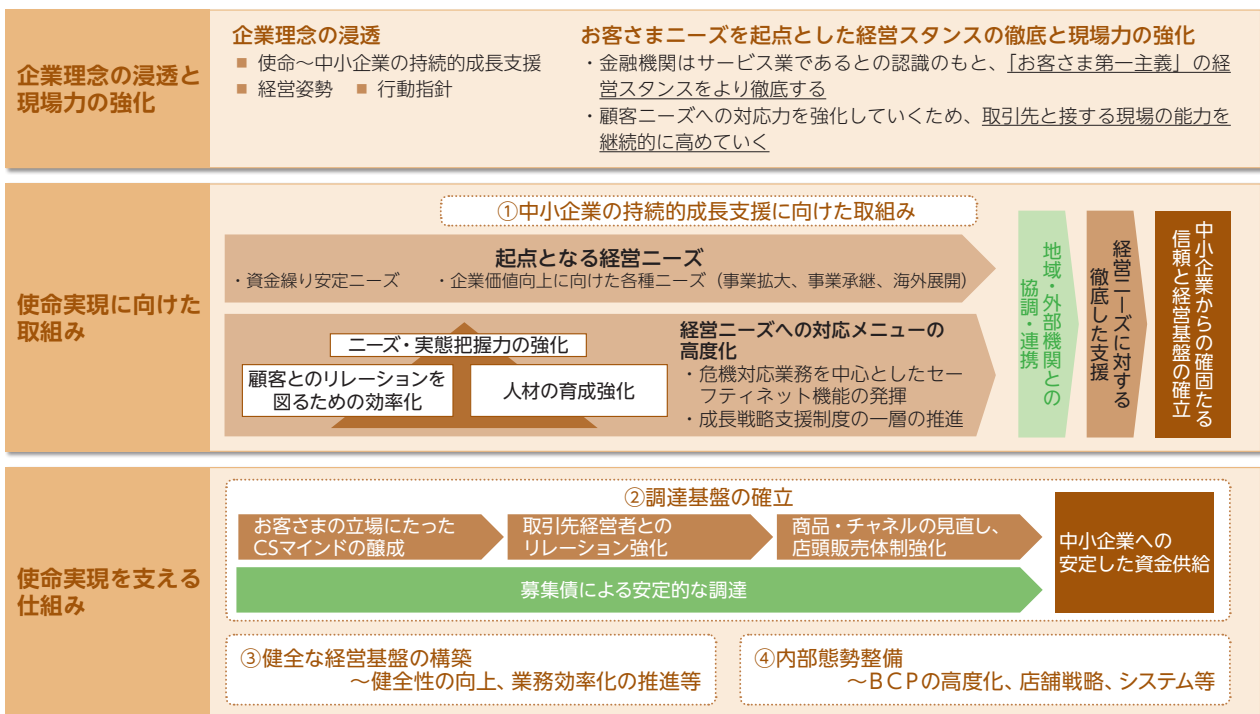
■ 第二次中期経営計画の概要（平成24年4月～平成27年3月）

東日本大震災や急激な円高の影響等を受けている中小企業の皆さまを支えていくことは、危機対応業務の指定金融機関であるとともに、公的金融機関で唯一、フルバンキング機能を有する商工中金の使命そのものであり、全国ネットワークを活用した機能発揮について国や中小企業の皆さまからも強い期待が寄せられています。

上記を踏まえ、第二次中期経営計画策定に際しては、商工中金の使命を十分踏まえつつ、業務環境の変化による新たな課題に対応することといたしました。

第二次中期経営計画の基本的な考え方

- 中小企業にとって欠くことのできない存在感のある金融機関として更に成長していくため、『『中小企業の皆さまの成長に貢献する』使命実現に向けて取り組む』という基本的な方向性を踏襲しつつ、金融機関はサービス業であるとの考え方のもと、お客さまニーズを起点とした経営スタンスをより一層徹底することで、これまで培ってきた取引先中小企業をはじめとした各ステークホルダーからの信頼を確固たるものとしていく。



- さらに、海外進出や農商工連携、医療介護等の成長分野へ進出するお取引先に対して、資金面のみならず情報提供など総合的なサポートを行うほか、中長期的な産業構造の変化を見据え、幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「ビジネスマッチングやM&A等の企業間連携支援」、「事業承継支援」への取組みを強化してまいります。
- 再生支援については、「再生支援プログラム」により、経営改善が必要なお取引先に対して、事業再編を含めた能動かつ抜本的な再生支援に取り組むほか、業況が改善しているお取引先に対しては、金融取引正常化とその後の成長支援に取り組めます。
- このような中小企業の皆さまのニーズに応えていくため、債券(募集債)による安定的な調達に加え、個人・法人預金等の預金調達基盤の拡充を図るとともに、業務の効率化等、一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。
- これら諸課題への取組みを強化することによって、中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上及びそれを通じた地域活性化に貢献するとともに、商工中金自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

危機対応業務を中心としたセーフティネット機能の発揮

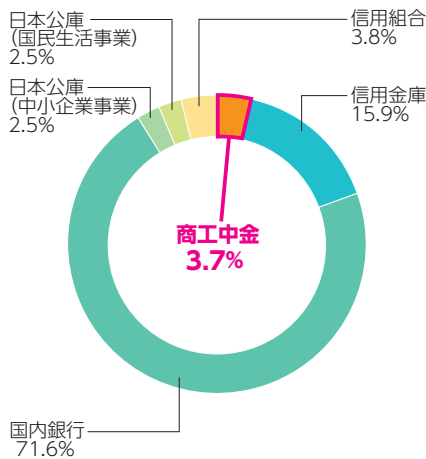
平成20年秋口の米国サブプライムローン問題に端を発した金融経済危機、平成23年3月に発生した東日本大震災などに対し、政府による危機認定が発動され、商工中金は中小企業に対する唯一法定された指定金融機関として、危機対応業務を中心にセーフティネット機能の発揮に全力をあげて取り組んでいます。

危機対応業務への取組みは、平成26年9月末で、173,976件、10兆1,984億円を超える実績となっており、中小企業の金融の円滑化ひいては地域経済の安定、雇用の維持に大きく貢献しています。

■ 安定した取引スタンス

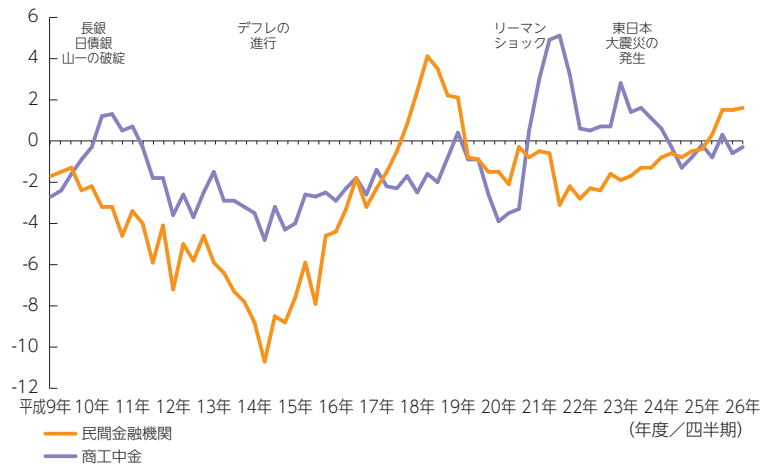
商工中金は、中小企業の皆さまとの日常的な取引を通じて、財務だけでなく、業務や技術の内容、経営者の手腕や思いなど、経営の実態を熟知しながら、経営状態の一時的な悪化にとらわれることなく、長期にわたる安定的な取引スタンスを維持しつつ、企業ニーズに即した機動的なサービスの提供に努めています。

■ 中小・中堅企業向け融資に占める 商工中金の割合 (平成26年6月末時点)



・国内銀行は都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等。
 (資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、日本政策金融公庫、全国信用組合中央協会

■ 商工中金の貸出と民間金融機関の 中小・中堅企業向け貸出増減率の推移 (前年同期比増減率、%)



・民間金融機関は国内銀行、信用金庫、信用組合の合計。国内銀行は中小企業・中堅企業向け貸出、信用金庫は法人向け貸出、信用組合は貸出総額を用いた。
 ・平成26年度第1四半期までの推移。
 (資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、全国信用組合中央協会

■ 商工中金のセーフティネット機能の発揮

株式会社移行前

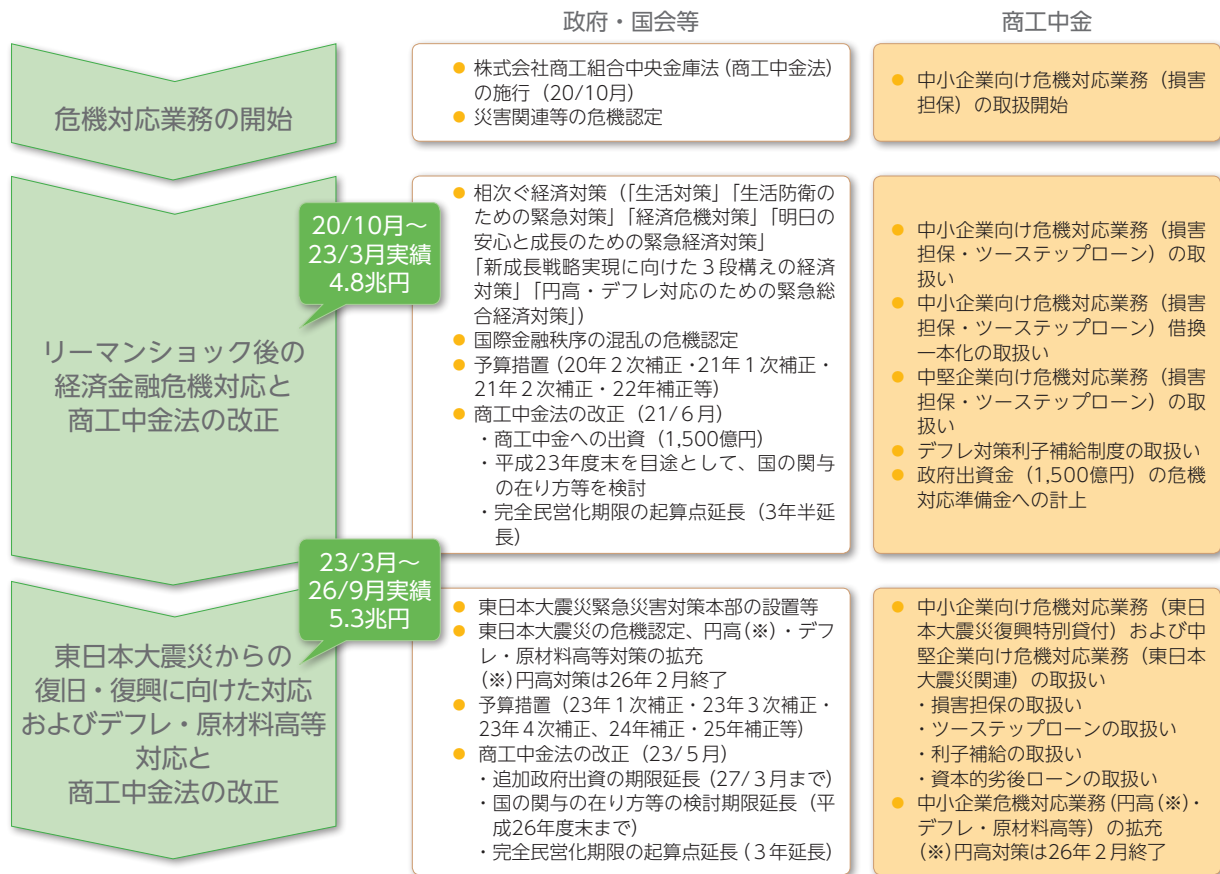
<p>平成9～12年 金融機関の 相次ぐ破綻等</p> <p>平成13～15年 金融再生プログラム 不良債権集中処理</p>	<p>政府の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (国の特別貸付) セーフティネット貸付制度 ● 金融安定化特別保証制度30兆円 ● 新たな保証制度創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売掛債権担保融資保証 ・ 資金繰り円滑化借換保証 	<p>商工中金の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 左記施策を実施 ● 独自の制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無担保融資 ・ 日々の資金繰りを支援する短期運転資金 ● 経営改善支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業再生支援協議会等とも連携
--	--	---

株式会社移行後

<p>平成20年10月 株式会社化以降の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機対応業務 法定の指定金融機関としての確な対応を図る。 ①損害担保付貸出、②ツーステップローン、③利子補給制度の活用 ● 独自のセーフティネット貸付 ● 信用保証協会 緊急保証制度や東日本大震災復興緊急保証制度を積極的に活用
--------------------------------------	--

使命実現に向けて
▼
危機対応業務を中心としたセーフティネット機能の発揮

■ 政府・国会等による主な措置と商工中金の取組み



使命実現に向けて ▼ 危機対応業務を中心としたセーフティネット機能の発揮

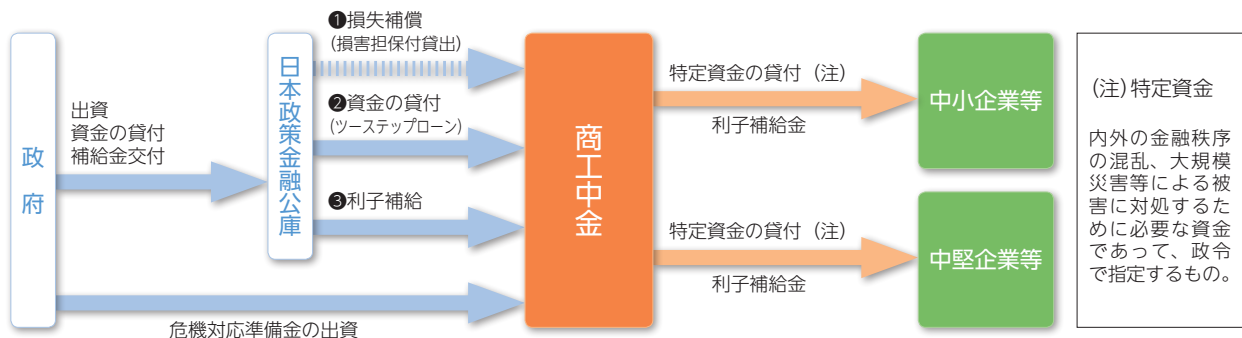
■ 危機対応業務の概要

平成20年10月1日以降、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため、新たに危機対応体制が構築されています。

商工中金は、中小企業・中堅企業等に対し危機対応のための融資等を実施する機関（指定金融機関※）として定められています。

※指定金融機関：申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定（商工中金と日本政策投資銀行）
主務大臣が危機を認定した場合には、公庫からのリスク補完等を受けて、貸付等の「危機対応業務」を実施

■ 危機対応業務のスキーム図



- ① 損害担保貸付：日本政策金融公庫からの信用補完（損失額の一部補償）を受け、特定資金の貸付を行う制度
補償割合：中小企業者 80%、中堅企業者 70%
- ② ツーステップローン：日本政策金融公庫から財政投融资貸付等を原資としたバックファイナンスを受けて、特定資金の貸付を行う制度
- ③ 利子補給制度：日本政策金融公庫から利子補給を受けることを前提に、商工中金が、お客さまに特別利率での貸付を行い、あるいは、お客さまに対し、後日、利子補給金をお支払いする制度

■ 東日本大震災、原材料・エネルギーコスト高、デフレ等の影響を受けている方への貸付制度

商工中金では、東日本大震災や原材料・エネルギーコスト高、デフレ等にかかる特別相談窓口を全営業店に開設し、中小企業等の皆さまからの借入申込等のご相談に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応に努めています。

■ 貸付制度の概要

● 中小企業等向け危機対応業務の概要

【東日本大震災復興特別貸付】

	東日本大震災災害復旧資金		東日本大震災セーフティネット資金
対象者	事業所、事業用資産、生産設備、在庫等に被害を受けた方、原子力発電所事故に係る警戒区域等に事業所を有する方 いわゆる「直接被害者」	特定被災区域に事業所を有し、直接被害者と相応の取引（販売・仕入）があり、その影響で売上が減少している方 いわゆる「間接被害者」	特定被災区域に事業所を有し、震災により売上の減少等の影響がある方（風評被害等を受けた方） いわゆる「二次被害者」
資金用途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金 在庫品の損壊・流出の補てん、生産・営業設備の補修等により必要となる運転資金 等		経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 企業維持上緊急に必要な設備資金
適用利率	短期資金：短期プライムレート（※1） 長期資金：基準利率（※1）		商工中金所定の利率
利子補給（※2）	当初3年間（1億円まで）：1.4%（※3） 4年目以降または1億円超（3億円まで）：0.5%（※3）	当初3年間（3千万円まで）： 最大1.4%（※4） 4年目以降または3千万円超（3億円まで）： 最大0.5%（※4）	最大0.5%（※5）
貸出期間	設備：20年以内（据置5年以内） 運転：15年以内（据置5年以内）	設備：15年以内（据置3年以内） 運転：15年以内（据置3年以内）	設備：15年以内（据置3年以内） 運転：8年以内（据置3年以内）
貸出限度（※6）	元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出、ソースステップローン各3億円以内 （組合は元高20億円以内、残高各9億円以内）		元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出、ソースステップローン各7億2千万円以内

【経営環境変化対応資金（原材料高・デフレ）】

対象者	原材料・エネルギーコスト高・デフレ等の社会的、経済的要因により、売上等が減少している方
資金用途	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 企業維持上緊急に必要な設備資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給（※2）	最大0.5%（※7）
貸出期間	設備：15年以内（据置3年以内）、運転：8年以内（据置3年以内）
貸出限度（※6）	元高：20億円以内 残高：7億2千万円以内

（※1）短期プライムレートは1.475%、基準利率（期間5年の場合）は1.4%（平成26年12月10日現在）

（※2）各資金の利子補給率は、法定中小企業の場合の数値を記載しております。ご返済日には適用利率に基づく金利をお支払い頂き、後日、日本政策金融公庫から商工中金に利子補給金が入金された後、商工中金が利子補給金をお支払いすることとなります。利子補給の元高限度は一部日本政策金融公庫、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

（※3）利子補給にあたっては雇証証明書等が必要です。雇証証明書の発行手続きは最寄りの市区町村にご確認ください。

（※4）当初3年間（3千万円まで）は0.9%が自動適用されます。さらに、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。利子補給にあたっては被害証明書が必要です。被害証明書は商工中金を受付窓口として各地の経済産業局で発行されます。

（※5）貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。

（※6）元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

（※7）運転資金については、貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、商工中金又は経営革新等支援機関の経営指導を受けて「経営改善計画」を策定される方であって、一定の指標を満たす方は0.4%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.1%の利子補給となります。

（※8）上記制度のうち、東日本大震災復興特別貸付にかかる金銭消費貸借契約証書等については、印紙税は非課税となります。

●中堅企業向け危機対応業務の概要

【東日本大震災関連資金】

対 象 者	震災による被害を受けた方、または震災の影響を受け一時的に業況等が悪化した方
資 金 使 途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金、事業に必要な運転資金（長期資金）
適 用 利 率	商工中金所定の利率（売上高等減少、雇用の維持・拡大の要件等により最大0.5%の利子補給）
貸 出 期 間	設備：20年以内（据置3年以内） 運転：15年以内（据置3年以内）
貸 出 限 度	定めなし（ただし損害担保付貸出については元高20億円以内（日本政策投資銀行等との合算））

（※）東日本大震災関連資金にかかる金銭消費貸借契約証書等については、印紙税は非課税となります。

■独自のセーフティネット貸付制度

商工中金では、平成20年秋口の経済・金融危機以降、国の施策である危機対応業務に取り組んでまいりました。同業務において大きな事業規模を占めた「国際的な金融秩序の混乱」、「円高等対策」にかかる特別相談窓口は現在閉鎖されていますが、デフレの継続や資源価格の高騰に加え、東日本大震災の発生に伴い全国の中小企業者等を取り巻く環境は厳しい状況が続いていくものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、経済・金融環境の悪化などにより資金繰りに支障をきたしている中小企業者等の皆さまを対象とした「独自のセーフティネット貸付制度」を新たに創設しております。

■貸付制度の特徴

- 経済・金融秩序の混乱等で、依然業況回復過程にある中小企業者等の融資申込みに対して、中長期的な業況回復の見通しを十分に検討したうえで弾力的に対応します。
- 平成23年3月末に終了した「国際的な金融秩序の混乱に基づく特別相談窓口」の要件に合致する中小企業者等も対象になります。

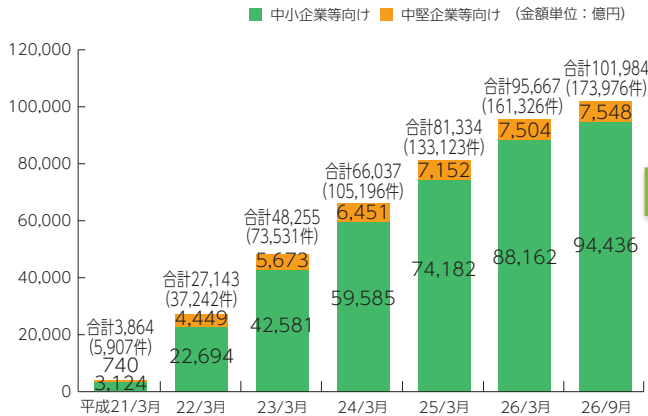
■貸付制度の概要

対 象 者	①売上・利益の減少、取引条件の悪化により、資金繰りに困難をきたしている方 ②金融機関との取引条件の変化により、資金繰りに困難をきたしている方 ③取引企業の倒産により、経営に困難をきたしている方 ④災害等（特別相談窓口の危機事象）により、経営に困難をきたしている方 ⑤危機対応業務貸出の返済反復が必要な方
適 用 利 率	商工中金所定の利率
貸 出 期 間	設備資金：15年以内（据置期間：原則1年以内） 運転資金：8年以内（据置期間：原則1年以内）
貸 出 限 度	なし

■ 危機対応業務の取組実績

危機対応業務の取組実績（累計）

融資実績17万3千件、10兆1千億円を超える



約384万人の従業員の雇用安定に貢献

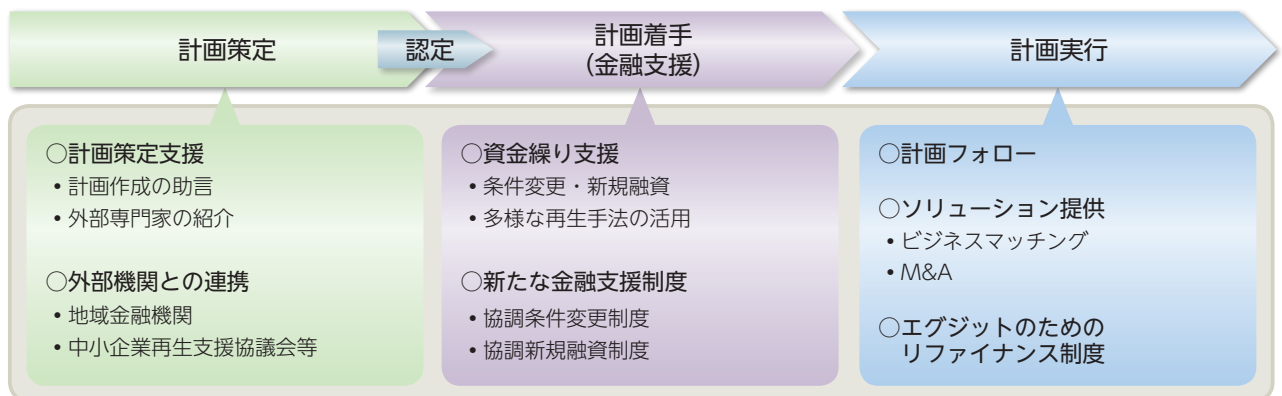
- 危機対応業務開始以来、6年間で商工中金の危機対応業務を利用した企業数は約53,000社、その企業で働く従業員数は約384万人となっています（平成26年9月末現在）。
- 商工中金の危機対応業務への取組みは、多くの従業員の方々の雇用の安定につながっています。

■ 再生支援プログラムへの取組み

商工中金は、従前から、中小企業者等の再生支援に注力してまいりましたが、これまで培ってきた事業再生のノウハウをパッケージ化し、より一層積極的に、経営改善計画の策定からその達成まで、一貫した総合的なサポートを行うべく、「再生支援プログラム」を創設いたしました。

中小企業再生支援協議会等の事業再生支援機関や地域金融機関と協調して実施する条件変更や新規融資にかかる支援制度や、更に、返済緩和による金融支援をした後に、経営改善努力等により業績が改善し、金融取引の正常化（エグジット）に向けたリファイナンスの支援制度を創設し、積極的に対応してまいります。

再生支援プログラムの流れ



■ 経営革新等支援機関としての取組み

商工中金は、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の申請を行い、認定を受けております。

商工中金では、これまででも経営計画の策定支援を行う等、中小企業者等の経営支援を行ってまいりましたが、同認定を受け、中小企業者等の経営状況の分析等を支援業務として位置づけ中小企業支援に積極的に取り組んでおります。

中小企業の企業価値向上へのサポート

成長・創業支援プログラム

商工中金では、平成22年7月、社会経済情勢の変化により成長力の低下を余儀なくされていて、今後、成長分野での成長を目指す中小企業等の皆さまをサポートする「成長戦略総合支援プログラム」を創設しました。「3年間で5,000億円」という目標を掲げ、成長を目指す中小企業等の皆さまのニーズに積極的にお応えした結果、平成25年2月までの約2年半で目標を達成いたしました。

引き続き、成長分野への取組みを支援するため、平成25年4月、本プログラムを「成長・創業支援プログラム」に改称し、代表者個人の保証を求めない制度（※）を創設したほか創業や新分野に積極的に取り組む中小企業等の皆さまに対する支援を一層拡充し、新たに「1兆円」の成長マネーの供給を目標に掲げ、中小企業等の皆さまを持続的にサポートしております。

また、設備投資減税など国の設備投資促進策に呼応して、老朽設備の代替や先端設備の導入など設備投資を検討する中小企業等の皆さまの設備資金ニーズに対して、金融面はもとより、国や地公体の施策紹介や設備投資支援などについても積極的に行い、迅速かつ弾力的に成長マネーの供給を行ってまいります。

（※）事前に定めた誓約事項（コベナンツ）に違反した場合以外には保証が発生しない仕組み（「停止条件付連帯保証」）

成長・創業支援プログラムの概要

①新成長戦略計画の策定を支援

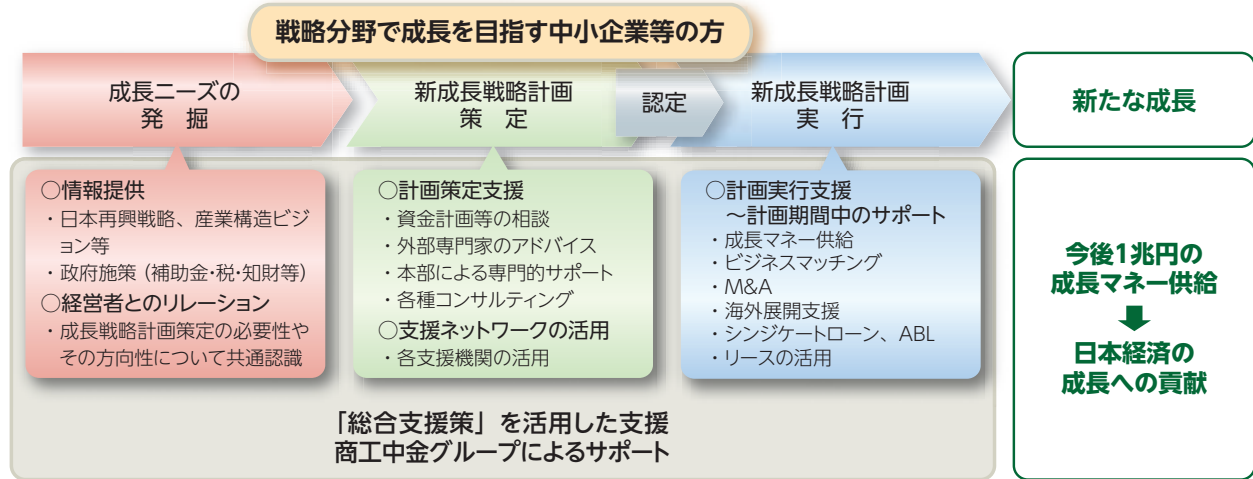
- ・構想段階において、情報提供やお客さまとのリレーションを図りながら、成長戦略計画策定の必要性やその基本的方向性について共通の認識を醸成していきます。
- ・具体的な計画策定段階において、資金計画など金融面でのご相談のほか、本部専門スタッフによるソリューション提供、各種コンサルティングを行いながら、お客さまの立場に立った計画策定をサポートします。

②計画認定

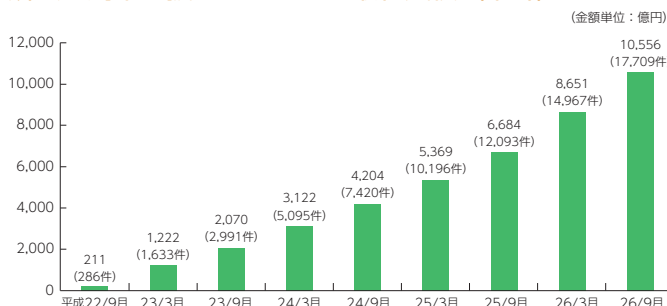
- ・お客さまが策定し、商工中金にご提出いただいた計画について、外部有識者も関与した「成長戦略企業認定委員会」等にて「新成長戦略計画」として認定を行います。

③計画実行支援～成長マネーの供給、実効性を高めるためのソリューション提供

- ・「新成長戦略計画」を実施するうえで必要となる資金について、商工中金が新たに創設した低利融資制度等により金融面のサポートを行います。
- ・計画の実効性を高めるため、ビジネスマッチング、M&A、海外展開支援など、さまざまなソリューションを提供します。



成長・創業支援プログラムの取組実績（累計）



分野別実績（累計）

分野	金額 (億円)
環境・エネルギー事業	3,381
アジア諸国等における投資・事業展開	1,487
雇用支援・人材育成事業	1,193
医療・介護・健康関連事業	894
研究開発	547
その他	3,054
合計	10,556

海外展開支援

商工中金は、中小企業の皆さまに対して、公的金融機関で唯一のフルバンキング機能を活かして、貿易金融などで日々の事業活動のお手伝いをするほか、親子ローンや海外現地法人貸出、スタンバイ・クレジットといった手法で海外現地法人の資金調達に寄与しています。また、海外拠点（ニューヨーク支店、香港駐在員事務所、上海駐在員事務所、バンコク駐在員事務所）をはじめ、国内外の提携機関のネットワークも活用して、きめ細やかな情報提供を行っています。

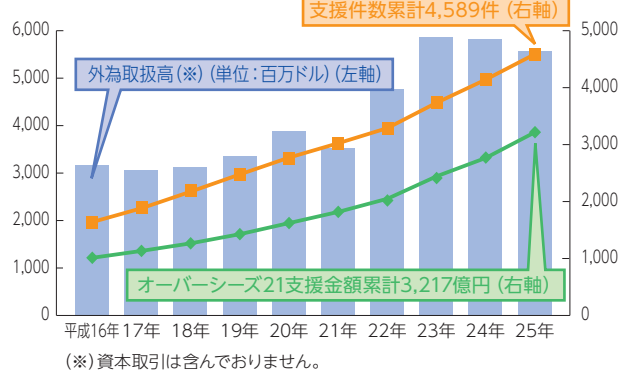
海外展開支援（オーバーシーズ21）

中小企業の海外展開には金融のみならず、情報提供によるサポートが有効であることから、平成8年より「情報提供」と「金融サービス」を併せて提供する「海外展開支援（オーバーシーズ21）」に取り組んでいます。

情報提供面では、本部専門スタッフがお取引先を訪問し、海外展開へのアドバイスをはじめ、投資環境情報の提供等を通じたサポートを行っています。海外においても、商工中金の各海外拠点や職員派遣先と連携したサポート体制を構築しています。

金融サービス面では、海外提携金融機関を活用したスタンバイ・クレジットによる資金調達サポートや海外現地法人直接貸出、親子ローン等による資金支援のほか、輸出入にかかる貿易金融等、さまざまな形態のサービスを提供しています。

オーバーシーズ21実績

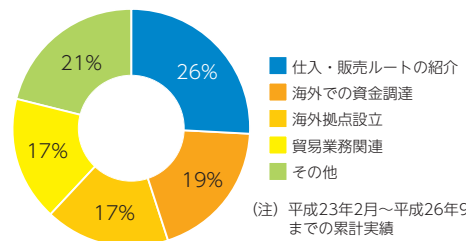


海外展開サポートデスク

平成23年2月1日に設置した「中小企業海外展開サポートデスク」では、中小企業の皆さまの海外展開に関する相談・ニーズに対して、JETRO（日本貿易振興機構）やNEXI（日本貿易保険）、中小企業基盤整備機構等の関係機関と連携して、情報提供等のきめ細やかなサポートを行っています。同サポートデスクには、これまでに海外での拠点設立、資金調達をはじめとした累計で12,571件のご相談をいただいています（平成26年9月末時点）。

商工中金はこれからも中小企業の皆さまの海外展開への幅広いサポートを行っていきます。

サポートデスク相談内容内訳



商工中金の海外ネットワーク

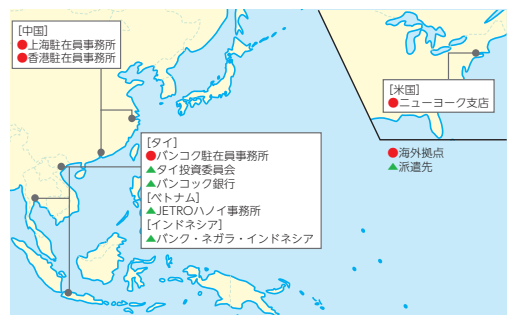
商工中金では、4つの海外拠点を設置しています。また、海外の5つの金融機関と業務提携を行っており、平成26年5月にはインドネシアの大手銀行であるバンク・ネガラ・インドネシアに職員を派遣しました。

こうした海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面から、お客さまの海外展開をサポートしていきます。

海外提携金融機関

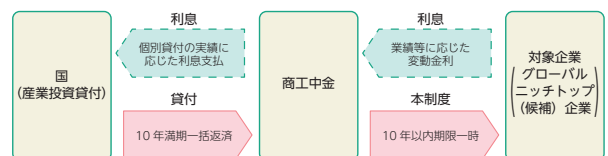
- ・スタンダード・チャータード銀行（英国）・バンコック銀行（タイ）
- ・交通銀行（中国）・香港上海銀行（英国）
- ・バンク・ネガラ・インドネシア（インドネシア）

海外拠点と職員の派遣先



グローバルニッチトップ支援貸付制度の創設

商工中金は、平成26年4月、産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ存在感を示すグローバルニッチトップ（GNT）を目指す中小企業等の皆さまに向けて、海外市場に乗り出す際に必要となる資金を供給する「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を創設いたしました。同制度の活用を通じて、対象となる中小企業等の皆さまの戦略的な海外事業展開を支援してまいります。



企業間連携支援、農工商連携支援、地域再生・活性化支援

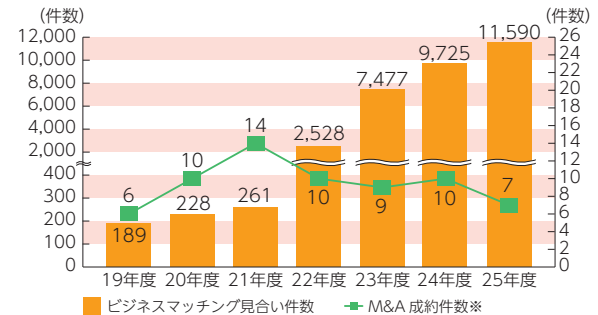
■ 企業間連携支援（ビジネスマッチング、M&A）

商工中金の全国ネットワークと豊富なお取引先とのリレーションを活用してビジネスパートナーの紹介やM&Aの仲介などに積極的に取り組んでいます。

ビジネスマッチングは、売上増加、仕入コストの削減をはじめ、生産・技術協力、新商品の共同開発、共同研究等の幅広い企業間連携を通じてお取引先の企業価値向上につながるものであり、ユース会や中金会というお取引先企業の経営者からなる親密な団体と連携しつつ取組みを強化してまいります。

M&Aは事業再編や事業承継問題を契機としたさまざまなニーズに対し、弁護士等の外部機関と連携しながら適切に対応していくとともに、関係先との連携を活用し積極的に取り組んでまいります。

■ <参考>ビジネスマッチング・M&Aの支援件数

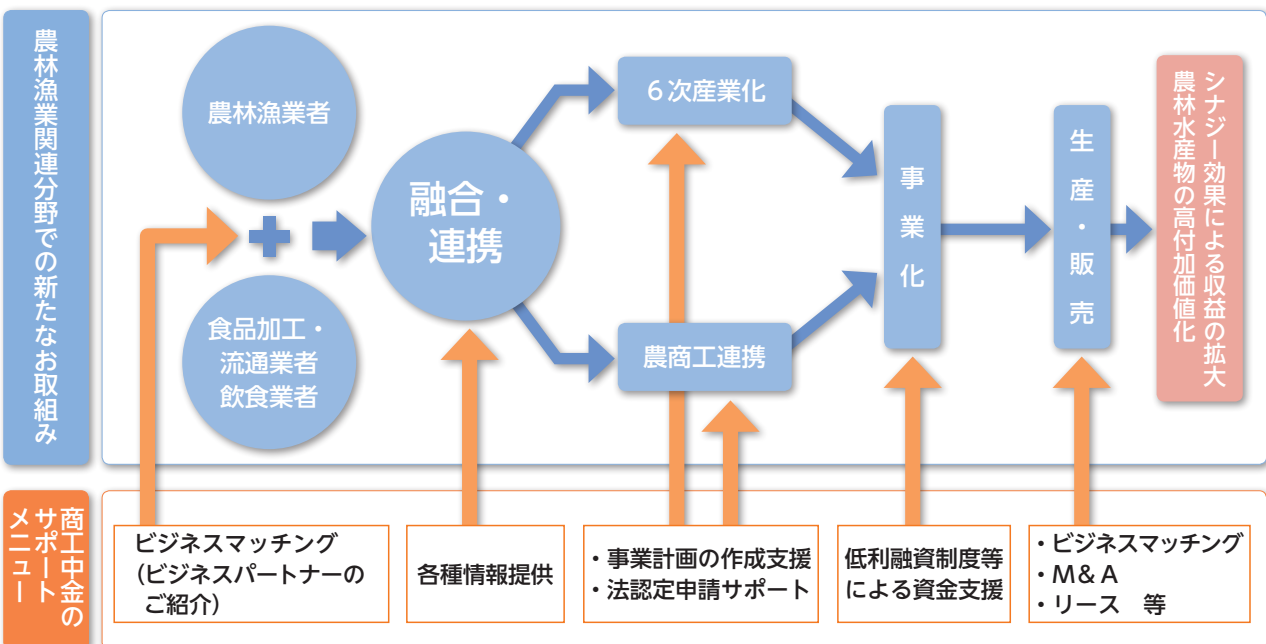


※) 商工中金とM&A（株式売買、事業譲渡、企業再編等）のアドバイザー契約を締結した企業（オーナー）が、商工中金関与のもと、M&Aの目的を達成した件数。

■ 農工商連携支援

政府においては、地域の基幹産業である商工業と農林水産業との連携を強化し、相乗効果を発揮する取組みを支援するため、「農工商連携支援」施策を展開しています。

農工商等連携促進法に基づく認定を取得するとさまざまな支援措置を受けることができ、中小企業の皆さまにとってメリットが大きいことから、商工中金では政府や支援機関と連携して法認定のための申請サポートを行うとともに必要な資金を融資するなど情報面・金融面から総合的に支援しています。

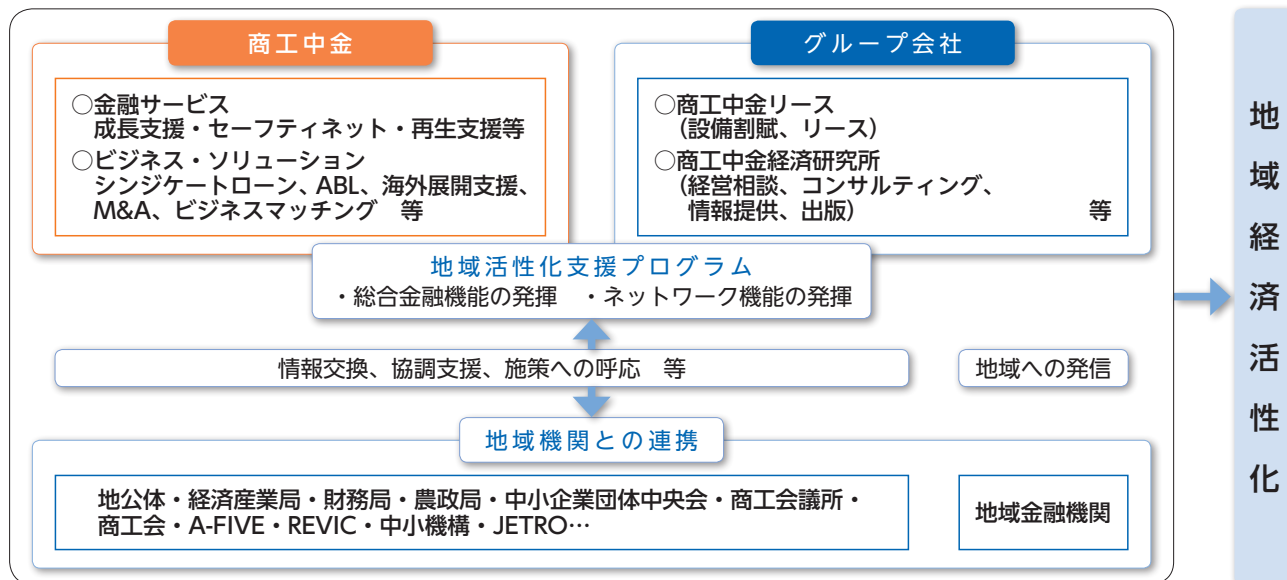


使命実現に向けて
▼ 中小企業の企業価値向上へのサポート

■ 地域再生・活性化支援（地域活性化支援プログラム）

商工中金は、地域再生・地域経済活性化に貢献するため、地域が抱える固有の課題に対するテーマを各地の営業店が選定し、テーマに応じて地方公共団体との連携を深めながら、金融・情報の両面から地域の中小企業の皆さまを支援しています。

有効な取組みについては、他地域の地域関係機関等に対して積極的に働き掛け、地域再生・地域経済活性化に向けて能動的に取り組んでいます。



使命実現に向けて
▼ 中小企業の企業価値向上へのサポート

地域活性化支援プログラムの取組状況

農林水産業

農林水産業が主力産業となっている地域では、当金庫の全国ネットワークを活用した6次産業化・農商工連携サポート等を実施しています（秋田、山形、福島、甲府、大分、鹿児島支店など）。

地域産業支援

各地域における主幹産業を、地方公共団体等の関連機関とも連携を図りながら、金融・情報・各種ソリューション提供と多面的に支援しています（帯広、岐阜、福井、米子、高松、長崎、那覇支店など）。

復興支援

仙台の特産品を首都圏店舗で展示した口ビー展、復興特区制度を活用した金融支援等、様々な形で復興を後押ししています（八戸、盛岡、仙台、福島支店）。

海外展開

地方公共団体等と連携した制度融資による金融支援や営業店に設置した海外展開サポートデスクを活用した海外展開支援を行っています（さいたま、水戸、浜松、名古屋、和歌山、岡山、久留米支店など）。

金融円滑化への取り組み

商工中金では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」*の趣旨を踏まえ、期待される役割の十分な発揮に努めてまいりました。*商工中金は同法の対象金融機関ではありません。

同法は平成25年3月末を以って終了しましたが、商工中金は、「中小企業団体およびその構成員の金融の円滑化」を目的とした金融機関として、金融円滑化に向けた下記の「取組方針(金融円滑化基本方針)」のもと、「推進・管理態勢」・「苦情相談体制」・「事業改善・再生支援体制」などの態勢の強化により、その使命を果たすよう取り組んでおります。

特に、経済情勢や金融変化により経営に支障をきたす等影響を受けている中小企業者等の皆さまからの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、万全を期するため、平成21年12月7日に「中小企業金融円滑化相談窓口」を、平成25年3月8日に「経営改善・資金繰り相談窓口」を全営業店に開設し、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行っているところです。

経営改善や再生に取り組む中小企業者等の皆さまに対しましては、皆さまの抱える経営課題を共有し、貸付条件の変更等による資金面の支援とともに、経営課題の解決策の提案や経営改善計画の策定支援、計画の進捗状況のフォローといった「コンサルティング機能」を発揮して、業績好転と自立的存続の実現に向けた積極的なサポートを行っております。

また商工中金では、従来より、経営者保証に過度に依存しない融資手法の活用等により、中小企業者等の皆さまを積極的に支援しております。平成25年12月5日、経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン」が公表されましたが、商工中金ではガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な対応に努めてまいります。

金融円滑化基本方針

- ①新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、懇切・丁寧・迅速な対応を心がけ、実態把握と資金使途・償還財源の検討を十分に行い、長期的な視点から安定的な資金供給を行うよう、適切な審査に努めてまいります。
- ②経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みに関する支援につきましては、お客さまと十分なコミュニケーションを図り、当金庫が永年培ったノウハウや多様な金融手法を活用し、お客さまの実情と企業実態を踏まえた適切な対応に努めてまいります。
- ③お客さまの企業（事業）価値を適切に見極め、その向上に貢献できるよう、研修教育等により職員的能力向上に努めてまいります。
- ④新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに係る審査結果等のご説明は、理解と納得が得られるよう、お客さまの知識や経験および財産の状況等に応じ、適切かつ丁寧に行います。
- ⑤お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情には、真摯に対応します。
- ⑥お借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、お客さまの取引金融機関や信用保証協会その他関係機関とも十分に連携し、適切に対応するよう努めてまいります。

中小企業の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実績〈平成21年12月7日～平成26年9月末累計〉

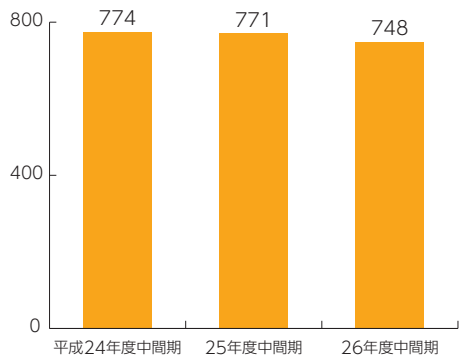
(単位：件、百万円)

貸付条件の変更の申込み		うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
158,067	6,205,202	149,138	5,864,637	2,422	98,303	3,113	112,679	3,394	129,581

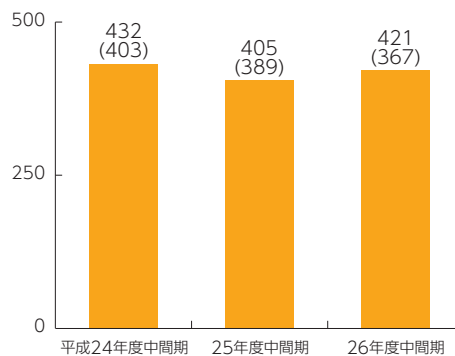
(注) 本計数には、旧債の借換は含まれておりません。

収支の状況

業務粗利益 (単位: 億円)

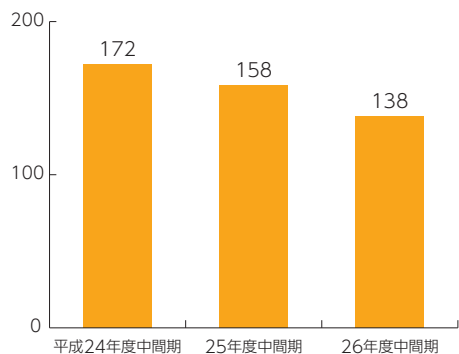


業務純益 (単位: 億円)

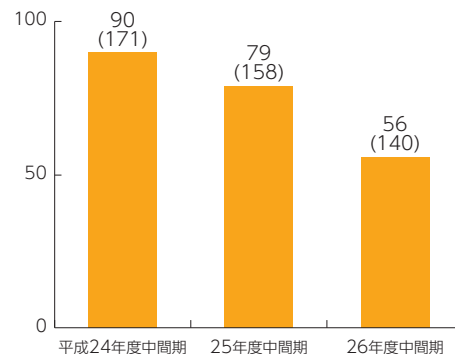


(注) () 内は一般貸倒引当金繰入額控除前業務純益

経常利益 (単位: 億円)

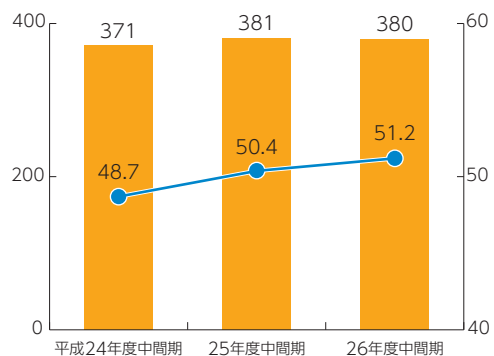


中間純利益 (単位: 億円)



(注) () 内は税引前中間純利益

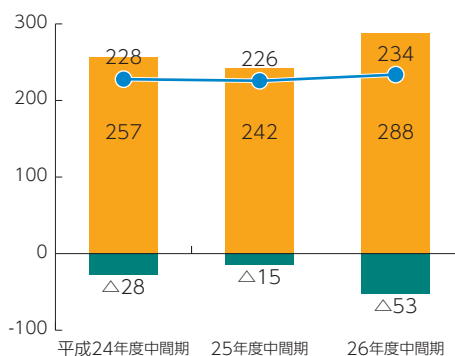
経費 (単位: 億円)・OHR (単位: %)



■ 経費 (左軸) ● OHR (右軸)

(注) OHR=経費÷業務粗利益 (国債等債券損益控除後)

与信費用 (単位: 億円)



● 与信費用

■ 不良債権処理額

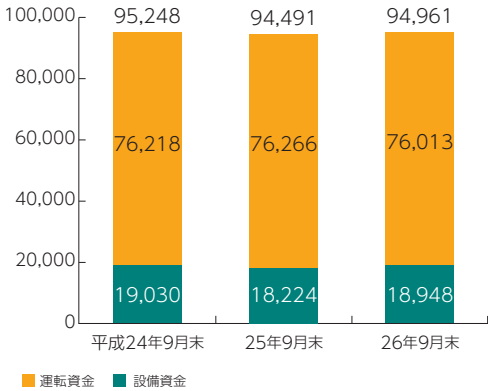
■ 一般貸倒引当金繰入額・戻入益

(注) 一般貸倒引当金戻入益はマイナスで表示

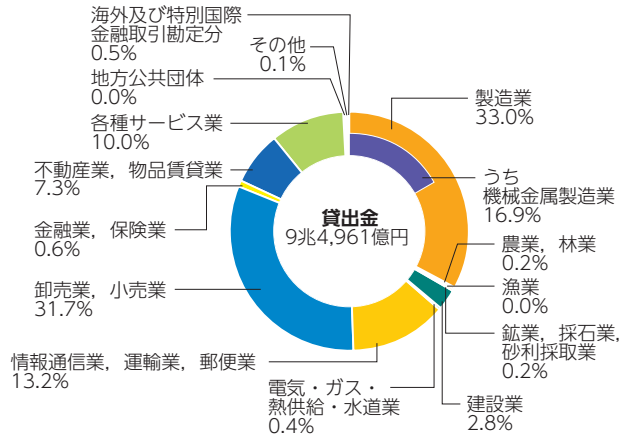
● 平成26年度中間期の経常利益は、業務粗利益が前年同期比23億円減少したことなどから、同19億円減少し、138億円となりました。

貸出金の状況

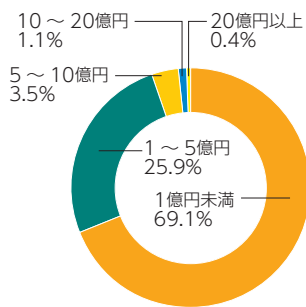
貸出金残高推移 (単位: 億円)



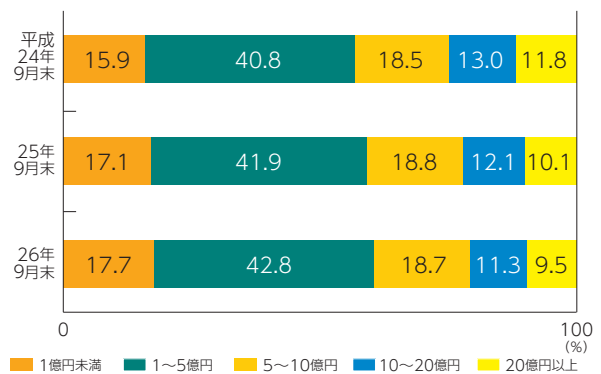
貸出金業種別内訳 (平成26年9月30日現在)



残高階層別貸出先数の構成 (平成26年9月30日現在)

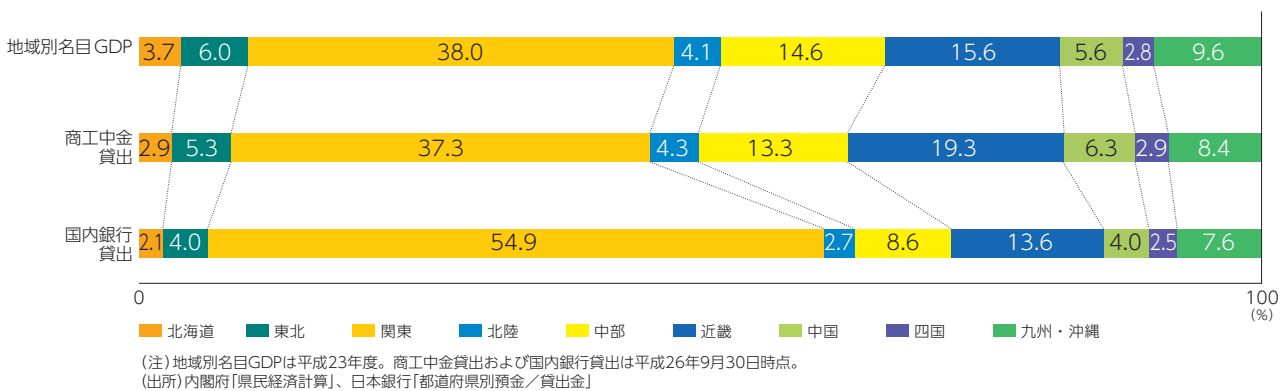


残高階層別貸出残高構成比



財務ハイライト ▼ 貸出金の状況

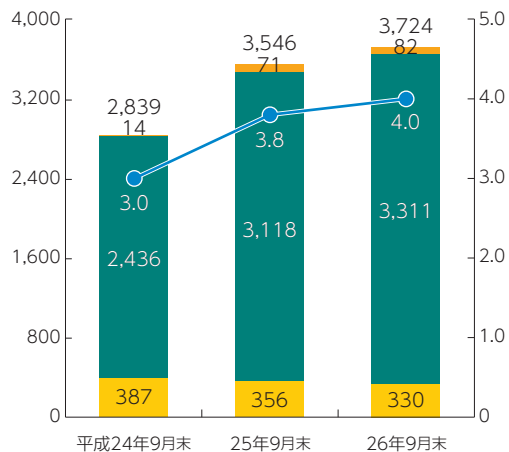
地域別名目GDPと商工中金の地域別貸出残高構成比比較



● セーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、平成26年度中間期の貸出金残高は、前年同期比470億円の増加となりました。

不良債権の状況

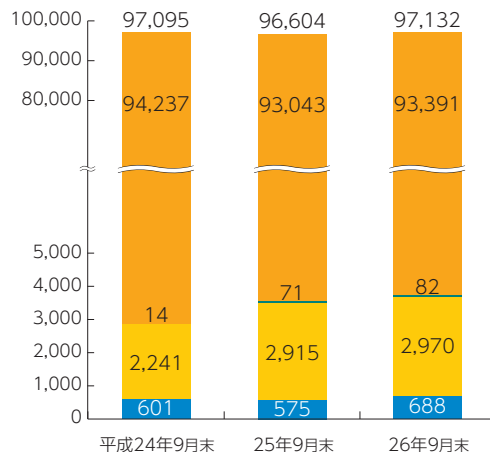
リスク管理債権および不良債権比率 (単位: 億円、%)



■ 貸出条件緩和債権・3ヵ月以上延滞債権 (左軸)
■ 延滞債権 (左軸)
■ 破綻先債権 (左軸)
● 不良債権比率 (右軸)

(注) 自己査定の結果に基づき、破綻先債権 (破綻先)、延滞債権 (実質破綻先、破綻懸念先) および3ヵ月以上延滞債権や貸出条件緩和債権 (お取引先の経営再建や支援を図る目的で金利減免など、お取引先に有利な取り決めを行った貸出金) を開示しています。
不良債権比率: リスク管理債権の貸出金に占める割合

金融再生法に基づく開示債権 (単位: 億円)



■ 正常債権
■ 要管理債権
■ 危険債権
■ 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

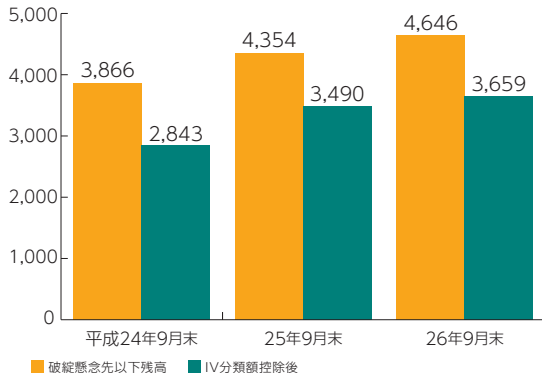
(注) 自己査定の結果に基づき、破綻先・実質破綻先の債権を「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、破綻懸念先の債権を「危険債権」、要注意先の債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」として開示しています。

自己査定の債務者区分別残高 (単位: 億円)

	平成24年9月末		25年9月末		26年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
破綻先	1,071	1.1%	839	0.9%	752	0.8%
実質破綻先	553	0.6%	599	0.6%	923	1.0%
破綻懸念先	2,241	2.3%	2,915	3.0%	2,970	3.0%
要注意先	33,601	34.2%	31,503	32.3%	29,656	30.2%
要管理先	24	0.0%	81	0.1%	95	0.1%
その他要注意先	33,576	34.2%	31,422	32.2%	29,560	30.1%
正常先	60,650	61.8%	61,611	63.2%	63,817	65.0%
合計	98,118	100.0%	97,469	100.0%	98,120	100.0%

(注) 内部格付に基づき、ご融資先を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分し、開示しています。

破綻懸念先以下残高推移 (単位：億円)



- リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権は自己査定により回収不能と区分された債権額（IV分類額）を控除した金額で表示しています。
 なお、平成26年9月末において、控除した金額はそれぞれ次の通りです。
 リスク管理債権…「破綻先債権」については409億円、「延滞債権」については564億円
 金融再生法に基づく開示債権…「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」については987億円
- 自己査定 of 債務者区分別残高にはIV分類額を含みます。
- リスク管理債権は貸出金のみを対象としています。
 自己査定対象債権・金融再生法に基づく開示対象債権は、貸出金のほか、商工中金保証付私募債（商工中金がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証している私募による社債）、外国為替、支払承諾見返や未収利息、仮払金など貸出金に準ずる債権を含みます。

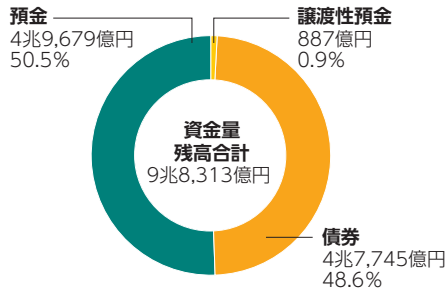
- 自己査定において要注意先に区分されたお取引先を中心として、経営改善計画の策定支援・フォローを通じ、お取引先の経営改善に向けた積極的な取組みを行っています。
- 今後につきましても、こうした取組みに注力し、自己査定を通じた適切な債権管理を実施することで、債権・財務の健全性を維持・確保していきます。

償却・引当について

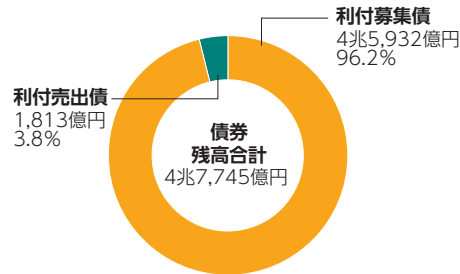
商工中金は、自己査定に基づき適正な償却・引当を実施しており、監査法人による会計監査を受けています。現状の不良債権に対して十分な処理を完了している状況にあります（償却・引当基準につきましては、39ページ「重要な会計方針（平成26年度中間期）5. 引当金の計上基準」に記載しています）。

資金調達の状況

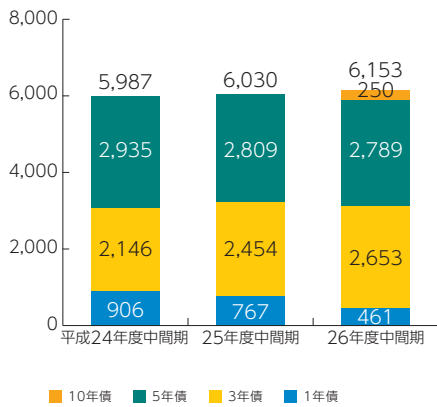
資金調達の内訳 (平成26年9月30日現在)



債券残高内訳 (平成26年9月30日現在)



募集債中間期発行額 (単位: 億円)



● 募集債を中心とした債券による安定調達に加え、個人・法人預金を主体とした資金調達の基盤拡充に努めています。

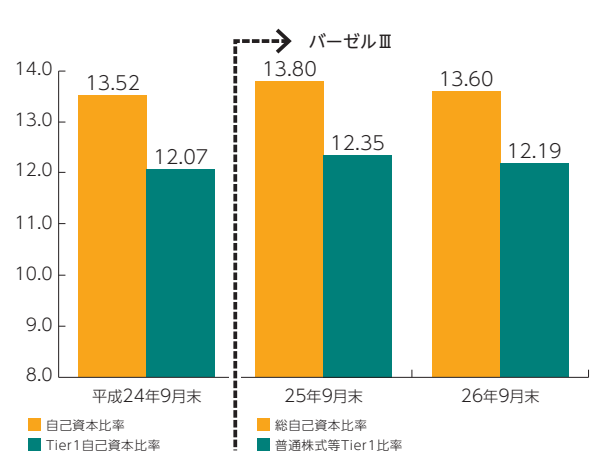
自己資本の状況

自己資本等の推移 (単位: 億円)

	平成24年9月末	25年9月末	26年9月末
総自己資本	—	9,672	9,695
自己資本	9,606	—	—
中核的自己資本 (普通株式等Tier1)	—	8,660	8,691
中核的自己資本 (Tier1)*	8,578	—	—
うち民間保有株式	1,170	1,170	1,170
うち政府保有株式	1,016	1,016	1,016
うち危機対応準備金	1,500	1,500	1,500
うち特別準備金	4,008	4,008	4,008
うち利益剰余金	893	975	1,019

※ パーゼルIIにおけるTier1

自己資本比率の推移 (単位: %)



(注) 商工中金は株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項およびそれに基づく金融庁・財務省・経済産業省告示により、自己資本比率の向上に努めています。

- 平成25年3月期より、パーゼルIII基準で算出しており、平成26年9月期の総自己資本比率は13.60%と安定した水準で推移しております。
- また、自己資本に占める中核的自己資本 (普通株式等Tier1) の割合が高いことなど、自己資本の質は高いものとなっています。

財務ハイライト ▼ 資金調達の状況、自己資本の状況

財 務 デ ー タ

経済・金融情勢の回顧.....	22
平成26年度中間期の連結業績の概況	23
中間連結財務諸表	24
営業の状況（連結）.....	35
平成26年度中間期の単体業績の概況	36
中間財務諸表	37
資本の状況（単体）.....	41
損益の状況（単体）.....	42
営業の状況（単体）.....	45
債券・預金	45
融資	48
証券	54
国際	57
その他	57

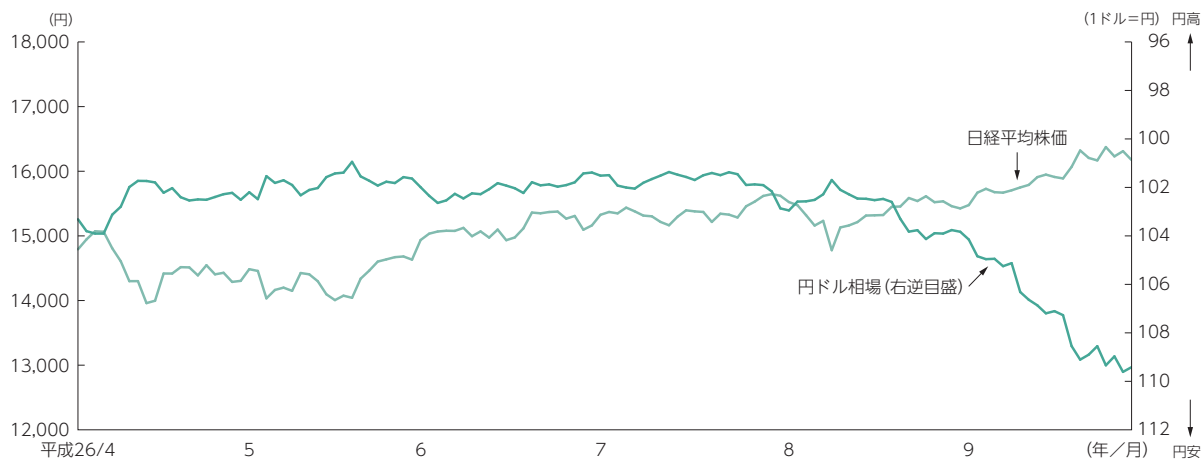
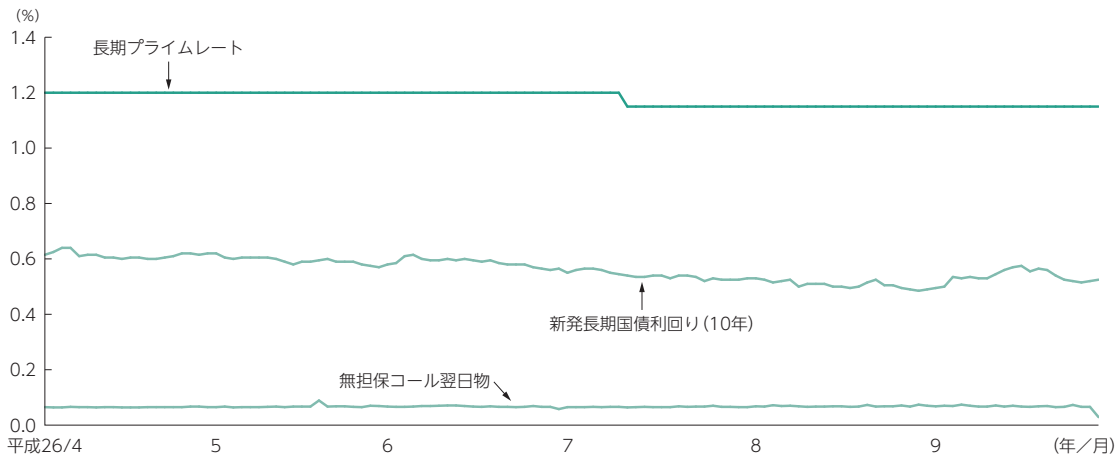
経済・金融情勢の回顧

平成26年度上期のわが国経済は、消費税率引き上げ後の反動減や輸出の伸び悩みによって落ち込みが生じたものの、政府の経済対策の効果や、企業収益の改善による設備投資マインドの回復などから、景気は緩やかに持ち直しつつあります。

米国経済は、雇用情勢や住宅市場での改善を背景に個人消費が増加するなど持ち直しの動きとなりました。新興国経済は、中国を中心に高めの成長が続きましたが、一部の国では減速懸念が生じました。欧州でも、金融市場の混乱は抑制され、景気の回復が期待されましたが、ウクライナ情勢や中東情勢など周辺国での地政学リスクの高まりから景況感が悪化し、景気減速が懸念されました。こうした海外経済の動向の下で、わが国の輸出は伸び悩み、消費税率引き上げによる反動減も加わって、企業の生産活動は停滞しました。一方、景気対策の一環としての補正予算による公共工事の増加に加え、所得の増加に伴う消費マインドの底堅い推移や、設備投資に対する企業の積極姿勢などもあり、国内の景気は緩やかながら回復しつつあります。

中小企業の景況感につきましては、消費税率引き上げによる落ち込みから持ち直しの動きが続きましたが、夏以降は改善に一服感が見られました。商工中金の「中小企業月次景況観測」によりますと、景況判断指数は4月に大きく下落した後、緩やかに上昇しましたが、夏以降は好転・悪化の境目となる50手前で改善は一服しています。一部の業種において反動減が長引いていることや、円安・原材料高に伴う仕入価格の上昇、人手不足による供給制約などもあり、景況感の回復に遅れが出ています。

金融面につきましては、日本銀行の金融緩和策による国債買入が継続され、短期金利は低位安定し、長期金利は緩やかな低下傾向となりました。また、米国の量的緩和縮小に伴う日米金利差の拡大により、為替相場は円安傾向が続きました。この結果、長期金利（新発10年国債利回り）は期末に0.5%台、為替は1ドル＝109円台となりました。日経平均株価は16,000円台に上昇し、総じて堅調な展開となりました。



(資料) 株式会社日本経済新聞デジタルメディア Financial QUEST

》》 平成26年度中間期の連結業績の概況

■ 主要な経営指標の推移（連結）

(単位：億円、%)

	平成24年度中間期	平成25年度中間期	平成26年度中間期	平成24年度	平成25年度
連結経常収益	1,148	1,122	1,070	2,277	2,196
連結経常利益	181	163	152	286	274
連結中間純利益	96	82	65	—	—
連結当期純利益	—	—	—	150	128
連結中間包括利益	92	60	92	—	—
連結包括利益	—	—	—	197	111
連結純資産額	8,744	8,865	8,878	8,850	8,845
連結総資産額	123,712	123,955	125,543	124,144	125,241
1株当たり純資産額	146.94円	152.48円	153.11円	151.78円	151.56円
1株当たり中間純利益金額	4.43円	3.77円	2.99円	—円	—円
1株当たり当期純利益金額	—円	—円	—円	6.92円	5.91円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	—円	—円	—円	—円	—円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率(%)	7.03	7.12	7.04	7.09	7.03
連結普通株式等Tier1比率(パーゼIII)(%)	—	12.31	12.14	12.01	12.18
連結Tier1比率(パーゼIII)(%)	—	12.31	12.14	12.01	12.18
連結総自己資本比率(パーゼIII)(%)	—	13.80	13.58	13.51	13.70
連結自己資本比率(パーゼII)(%)	13.52	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,957	78	1,355	2,785	△321
投資活動によるキャッシュ・フロー	203	1,801	△799	1,372	1,692
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45	△45	△45	△45	△45
現金及び現金同等物の中間期末残高	3,330	7,163	7,165	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	5,328	6,654
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	4,286 [871]人	4,275 [918]人	4,267 [977]人	4,165 [876]人	4,145 [929]人

- (注) 1. 商工中金および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しています。
 3. 潜在株式調整後1株当たり(中間)当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 4. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しています。
 5. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています(平成25年3月末よりパーゼIII基準で算出)。商工中金は、国際統一基準を採用しています。
 6. 従業員数は、就業人員数(出向者を除く)を記載しています。

■ 対処すべき課題

当中間連結会計期間、東日本大震災からの復旧・復興や原材料・エネルギーコスト高等による中小企業の皆さまの業績・資金繰りへの影響を踏まえ、危機対応業務を中心に引き続きセーフティネット機能の発揮に最大限の対応を図り、中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化へのサポートを通じて、地域の雇用維持・経済の安定に貢献できるよう、取り組んでまいりました。

景気は回復しつつあるものの、消費税率引き上げに伴う反動減と実質所得の減少により個人消費等が減少していることに加え、輸入原材料価格の上昇や人手不足による影響等、中小企業の経営環境・資金繰りは依然として予断を許さない状況にあります。特に地域中小企業においては、人口減少・少子高齢化等の構造変化がもたらす影響に引き続き注視が必要であります。

商工中金は、業績・資金繰りに影響が生じている中小企業の皆さまを支えていくため、引き続き、セーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。

また、商工中金の強みであるネットワーク機能、総合的な金融機能を結集し、グループ一体となって、地方公共団体、地域金融機関など地域の各機関との連携を一層図りつつ、お取引先に対する成長、再生支援等に全力で取り組み、地域の面的な取り組みへと繋げ、地域経済の活性化に貢献してまいります。

成長支援については、「成長・創業支援プログラム」により、集約化や生産性向上等設備資金ニーズに対

し、迅速かつ的確に成長マネーを供給するなど、お取引先の持続的成長をサポートします。また、地域の中核となる中小企業等に対するリスクマネー供給スキームの構築を図ります。

さらに、海外進出や農工商連携、医療介護等の成長分野へ進出するお取引先に対して、資金面のみならず情報提供など総合的なサポートを行うほか、中長期的な産業構造の変化を見据え、幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「ビジネスマッチングやM&A等の企業間連携支援」、「事業承継支援」への取組みを強化してまいります。

再生支援については、「再生支援プログラム」により、経営改善が必要なお取引先に対して、事業再編を含めた能動的かつ抜本的な再生支援に取り組むほか、業況が改善しているお取引先に対しては、金融取引正常化とその後の成長支援に取り組めます。

このような中小企業の皆さまのニーズに添えていくため、債券(募集債)による安定的な調達に加え、個人・法人預金等の預金調達基盤の拡充を図るとともに、業務の効率化等、一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上及びそれを通じた地域活性化に貢献するとともに、商工中金自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

》》 中間連結財務諸表

商工中金の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人の監査証明を受けています。

■ 中間連結貸借対照表

科目	平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)		科目	平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)	
	平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)	平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)		平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)	平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	877,715	799,557	預金	4,534,104	4,962,653
コールローン及び買入手形	4,279	52,707	譲渡性預金	128,550	88,797
買入金銭債権	20,681	22,269	債券	4,845,921	4,774,198
特定取引資産	24,010	24,105	コールマネー及び売渡手形	14,662	—
有価証券	2,042,193	1,965,666	特定取引負債	15,437	14,332
貸出金	9,481,447	9,431,637	借入金	1,667,167	1,510,453
外国為替	16,706	15,413	外国為替	71	66
その他資産	108,361	115,673	その他負債	191,890	187,018
有形固定資産	43,656	42,823	賞与引当金	4,515	4,538
無形固定資産	13,985	13,166	退職給付引当金	18,792	—
退職給付に係る資産	11,434	—	退職給付に係る負債	—	24,198
繰延税金資産	64,428	59,305	役員退職慰労引当金	92	103
支払承諾見返	95,155	83,271	睡眠債券払戻損失引当金	4,223	4,606
貸倒引当金	△249,723	△230,029	環境対策引当金	222	206
資産の部合計	12,554,332	12,395,571	その他の引当金	64	71
			繰延税金負債	57	57
			支払承諾	83,271	95,155
			負債の部合計	11,509,044	11,666,459
			(純資産の部)		
			資本金	218,653	218,653
			危機対応準備金	150,000	150,000
			特別準備金	400,811	400,811
			資本剰余金	0	0
			利益剰余金	102,524	107,867
			自己株式	△1,001	△1,011
			株主資本合計	870,988	876,320
			その他有価証券評価差額金	11,744	14,071
			繰延ヘッジ損益	0	—
			退職給付に係る調整累計額	—	△6,311
			その他の包括利益累計額合計	11,744	7,759
			少数株主持分	3,793	3,793
			純資産の部合計	886,526	887,873
			負債及び純資産の部合計	12,395,571	12,554,332

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成25年度中間期	平成26年度中間期
	(平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで)	(平成26年 4月 1日から 平成26年 9月30日まで)
経常収益	112,268	107,080
資金運用収益	82,804	77,758
（うち貸出金利息）	75,265	71,317
（うち有価証券利息配当金）	6,111	4,779
役員取引等収益	5,841	6,068
特定取引収益	2,929	2,805
その他業務収益	18,581	17,716
その他経常収益	2,110	2,730
経常費用	95,964	91,876
資金調達費用	14,380	11,263
（うち預金利息）	1,938	2,154
（うち債券利息）	7,947	5,576
役員取引等費用	2,083	2,000
特定取引費用	375	29
その他業務費用	14,846	14,736
営業経費	40,572	40,015
その他経常費用	23,704	23,831
経常利益	16,304	15,203
特別利益	8	185
固定資産処分益	8	185
特別損失	40	33
固定資産処分損	40	33
税金等調整前中間純利益	16,272	15,356
法人税、住民税及び事業税	12,011	11,601
法人税等調整額	△3,952	△2,758
法人税等合計	8,059	8,842
少数株主損益調整前中間純利益	8,212	6,514
少数株主利益	—	—
中間純利益	8,212	6,514

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	平成25年度中間期	平成26年度中間期
	(平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで)	(平成26年 4月 1日から 平成26年 9月30日まで)
少数株主損益調整前中間純利益	8,212	6,514
その他の包括利益	△2,180	2,706
その他有価証券評価差額金	△2,181	1,863
繰延ヘッジ損益	0	—
退職給付に係る調整額	—	843
中間包括利益	6,031	9,220
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	6,031	9,220
少数株主に係る中間包括利益	—	—

■ 中間連結株主資本等変動計算書

平成25年度中間期（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	98,810	△995	867,279
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4,498		△4,498
中間純利益					8,212		8,212
自己株式の取得						△6	△6
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	0	3,714	△6	3,708
当中間期末残高	218,653	150,000	400,811	0	102,524	△1,001	870,988

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,925	—	—	13,925	3,796	885,002
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,498
中間純利益						8,212
自己株式の取得						△6
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△2,181	0	—	△2,180	△3	△2,184
当中間期変動額合計	△2,181	0	—	△2,180	△3	1,523
当中間期末残高	11,744	0	—	11,744	3,793	886,526

平成26年度中間期（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	107,198	△1,005	875,656
会計方針の変更による累積的影響額					△1,347		△1,347
会計方針の変更を反映した当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	105,850	△1,005	874,309
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
中間純利益					6,514		6,514
自己株式の取得						△5	△5
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	—	2,016	△5	2,010
当中間期末残高	218,653	150,000	400,811	0	107,867	△1,011	876,320

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	12,208	—	△7,154	5,053	3,796	884,507
会計方針の変更による累積的影響額						△1,347
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,208	—	△7,154	5,053	3,796	883,160
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,497
中間純利益						6,514
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	1,863	—	843	2,706	△3	2,702
当中間期変動額合計	1,863	—	843	2,706	△3	4,712
当中間期末残高	14,071	—	△6,311	7,759	3,793	887,873

■ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成25年度中間期 (平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで)	平成26年度中間期 (平成26年 4月 1日から 平成26年 9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	16,272	15,356
減価償却費	2,860	3,060
負ののれん償却額	△69	—
貸倒引当金の増減(△)	3,296	13,617
賞与引当金の増減額(△は減少)	174	60
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△80	—
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	—	△5,669
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	△106
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△25	△8
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	99	403
環境対策引当金の増減額(△は減少)	△13	△7
その他の引当金の増減額(△は減少)	2	7
資金運用収益	△82,804	△77,758
資金調達費用	14,380	11,263
有価証券関係損益(△)	△1,381	△596
為替差損益(△は益)	△805	—
固定資産処分損益(△は益)	31	△152
特定取引資産の純増(△)減	1,646	680
特定取引負債の純増減(△)	△1,502	△820
貸出金の純増(△)減	101,019	△8,689
預金の純増減(△)	224,179	109,737
譲渡性預金の純増減(△)	34,720	12,587
債券の純増減(△)	△172,786	△50,633
借入金(債券特約付借入金を除く)の純増(△)減	△106,251	△29,128
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△43,692	16,447
コールローン等の純増(△)減	△41,092	88,544
コールマネー等の純増減(△)	3,376	△21,613
外国為替(資産)の純増(△)減	772	△1,234
外国為替(負債)の純増減(△)	21	△1
資金運用による収入	90,143	82,710
資金調達による支出	△15,633	△12,303
その他	△6,771	52
小計	20,085	145,803
法人税等の支払額	△12,222	△10,208
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,862	135,594
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△606,282	△429,875
有価証券の売却による収入	313,031	106,570
有価証券の償還による収入	477,959	247,310
有形固定資産の取得による支出	△1,693	△1,835
無形固定資産の取得による支出	△2,886	△2,387
有形固定資産の売却による収入	51	255
その他	—	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	180,179	△79,964
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△4,498	△4,497
少数株主への配当金の支払額	△3	△3
自己株式の取得による支出	△6	△5
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,507	△4,507
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	183,535	51,123
現金及び現金同等物の期首残高	532,802	665,411
現金及び現金同等物の中間期末残高	716,337	716,535

□ 注記事項 (平成26年度中間期)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社
会社名

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

(2) 非連結子会社 2社
会社名

八重洲緑関連事業協同組合
商中第2号投資事業組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

商中第2号投資事業組合

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものと同みなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として、時価のある株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：2年～60年
その他：2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準
睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (9) 環境対策引当金の計上基準
環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。
- (10) その他の引当金の計上基準
その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。
- (11) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から損益処理
なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(5) 消費税等の会計処理

当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が267百万円、退職給付に係る負債が2,354百万円増加し、利益剰余金が1,347百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ71百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(追加情報)

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- ① 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- ② 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- ③ 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- ④ 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

- なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。
- 1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
 - 2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
 - 3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
 - 4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済しなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
出資金 44百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額 73,994百万円
延滞債権額 387,588百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3ヵ月以上延滞債権額 249百万円
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額 7,974百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
合計額 469,807百万円
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,871	37	—	9,909	(注)
合計	9,871	37	—	9,909	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	222,686百万円
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
有価証券	637,293百万円
その他資産	17百万円
計	637,310百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,257百万円
借入金	354,000百万円
その他負債	18百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。	
有価証券	57,121百万円
また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
金融商品等差入担保金	457百万円
保証金・敷金等	2,271百万円
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。	
融資未実行残高	971,131百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	940,899百万円

- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額
減価償却累計額 72,078百万円
 10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 46,000百万円
 11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 196,365百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
償却債権取立益 59百万円
2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸出金償却 3百万円
貸倒引当金繰入額 22,586百万円
株式等償却 33百万円

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0 (注)	平成26年3月31日	平成26年6月24日
	普通株式 (政府以外分)	3,481	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	877,715百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△161,180百万円
現金及び現金同等物	716,535百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産
主として、電子計算機であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	323百万円
1年超	422百万円
合計	745百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	877,715	877,715	—
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券	3,367	3,367	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	516,637	523,490	6,852
その他の有価証券	1,516,069	1,516,069	—
(4) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	9,481,447 △245,672		
	9,235,774	9,318,274	82,499
資産計	12,149,564	12,238,916	89,352
(1) 預金	4,962,653	4,963,577	924
(2) 譲渡性預金	88,797	88,826	28
(3) 債券	4,774,198	4,777,938	3,739
(4) 借入金	1,510,453	1,516,424	5,971
負債計	11,336,102	11,346,766	10,664
デリバティブ取引 (*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	5,859	5,859	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	5,859	5,859	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見込高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	平成26年9月30日
①非上場株式 (*1) (*2)	9,441
②組合出資金 (*3)	44
合 計	9,486

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について33百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成26年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	509,120	520,093	10,972
	社債	7,516	7,533	17
	小計	516,637	527,627	10,990
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計	516,637	527,627	10,990	

2. その他有価証券（平成26年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	17,807	8,127	9,679
	債券	1,453,082	1,444,631	8,451
	国債	1,160,627	1,154,524	6,103
	地方債	63,952	63,569	383
	短期社債	9,998	9,997	0
	社債	218,504	216,540	1,964
	その他	10,215	6,067	4,147
	小計	1,481,105	1,458,826	22,278
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	1,456	1,796	△340
	債券	33,507	33,646	△139
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	33,507	33,646	△139
	その他	8,626	8,626	—
	小計	43,589	44,069	△479
合計	1,524,695	1,502,896	21,799	

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、150百万円（うち、社債150百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	21,799
その他有価証券	21,799
(△)繰延税金負債	△7,727
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	14,071
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	14,071

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引 (平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—
	受取固定・支払変動	3,132,360	2,540,176	38,211	38,211
	受取変動・支払固定	2,939,956	2,367,818	△32,587	△32,587
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	
売建	419	—	△0	0	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	5,623	5,624

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引 (平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	1,337,554	1,080,551	686	686
	為替予約	—	—	—	—
	売建	57,352	9,902	△2,515	△2,515
	買建	52,378	9,311	2,065	2,065
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	236	236

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3)株式関連取引 (平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4)債券関連取引 (平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5)商品関連取引 (平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6)クレジット・デリバティブ取引 (平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成26年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 合計	有価証券、債券、 借入金等の有利息 の金融資産・負債	2,151,500 198,700	1,696,700 197,669	(注2) (注2)

(注) 1. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、債券、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券、債券、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,552百万円
賃借契約締結に伴う増加額	83百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△46百万円
有形固定資産の売却による減少額	△1百万円
当中間連結会計期間末残高	1,588百万円

(注) 賃借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)	
1株当たり純資産額		153円11銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	百万円	887,873
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	554,604
（うち危機対応準備金）	百万円	150,000
（うち特別準備金）	百万円	400,811
（うち少数株主持分）	百万円	3,793
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	333,268
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	2,176,622

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

	当中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額	円	2.99
(算定上の基礎)		
中間純利益	百万円	6,514
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	6,514
普通株式の期中平均株式数	千株	2,176,641

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の1株当たり純資産額が61銭減少し、1株当たり中間純利益金額は2銭増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	97,426	13,928	912	112,268	—	112,268
(2) セグメント間の内部経常収益	93	86	2,708	2,888	(2,888)	—
計	97,519	14,015	3,621	115,156	(2,888)	112,268
経常費用	81,642	13,799	3,409	98,851	(2,887)	95,964
経常利益	15,877	215	212	16,304	(0)	16,304
資産	12,336,225	79,209	8,137	12,423,572	(28,001)	12,395,571

- (注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2.各事業の主な内容は次のとおりであります。
 (1) 銀行業務……………銀行業
 (2) リース業務……………リース業
 (3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	90,792	15,373	914	107,080	—	107,080
(2) セグメント間の内部経常収益	87	10	2,798	2,897	(2,897)	—
計	90,880	15,384	3,713	109,977	(2,897)	107,080
経常費用	76,981	14,303	3,473	94,759	(2,882)	91,876
経常利益	13,898	1,080	239	15,218	(14)	15,203
資産	12,487,229	83,742	8,453	12,579,424	(25,092)	12,554,332

- (注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2.各事業の主な内容は次のとおりであります。
 (1) 銀行業務……………銀行業
 (2) リース業務……………リース業
 (3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

(所在地別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(海外経常収益)

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

》》 営業の状況（連結）

■ リスク管理債権の状況（連結）

(単位：億円、%)

		平成25年度中間期	平成26年度中間期
破綻先債権	(A)	824	739
(Ⅳ分類額控除後破綻先債権)	(B)	(356)	(330)
延滞債権	(C)	3,499	3,875
(Ⅳ分類額控除後延滞債権)	(D)	(3,118)	(3,311)
3ヵ月以上延滞債権	(E)	14	2
貸出条件緩和債権	(F)	57	79
リスク管理債権合計	(G) = (A) + (C) + (E) + (F)	4,395	4,698
破綻先債権のうちⅣ分類額	(H)	468	409
延滞債権のうちⅣ分類額	(I)	380	564
Ⅳ分類額控除後リスク管理債権	(J) = (B) + (D) + (E) + (F)	3,546	3,724
Ⅳ分類額控除後貸出金残高	(K)	93,497	93,863
貸出金に占める割合 (%)	(J) / (K)	3.8	4.0

- (注) 1. 破綻先債権とは、「未収利息不計上貸出金」*のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. Ⅳ分類額とは、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
6. Ⅳ分類額控除後リスク管理債権とは、リスク管理債権から、注5の金額を控除した金額です（控除した金額は平成25年度中間期個別貸倒引当金1,774億円のうち849億円、平成26年度中間期個別貸倒引当金1,930億円のうち973億円です）。
- * 未収利息不計上貸出金：元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）

》》 平成26年度中間期の単体業績の概況

貸出金

平成26年9月末の貸出金残高は、前年同期比470億円増加し、9兆4,961億円となりました。なお、貸出金のうち信用組合等委託代理貸付については、平成26年9月末の代理店総数は135で、貸付金残高は42億円となりました。

債券

平成26年9月末の債券発行残高は、前年同期比、利付債が189億円増加、割引債が906億円減少し、合計で717億円減少しました。

その結果、期末残高は4兆7,745億円となりました。

預金・譲渡性預金

平成26年9月末の預金残高は、前年同期比4,286億円増加し、4兆9,679億円となりました。また譲渡性預金は、前年同期比397億円減少し、期末残高は887億円となりました。

証券業務

国債などのディーリングについては、期中の売買高が0億円となりました。なお、平成26年9月末の商品有価証券保有残高は33億円となりました。

内国為替・外国為替

内国為替の取扱高は、期中で12兆1,839億円となりました。また、外国為替の取扱高は、期中で37億63百万ドルとなりました。

収支状況

経常収益は、資金運用収益が減少したことなどから、前年同期比66億円減少し、908億円となりました。経常費用は、資金調達費用が減少したことなどから、同46億円減少し、769億円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比19億円減少し138億円、中間純利益は同22億円減少し56億円となりました。

■ 主要な経営指標の推移（単体）

（単位：億円、％）

	平成24年度中間期	平成25年度中間期	平成26年度中間期	平成24年度	平成25年度
経常収益	1,008	975	908	1,990	1,891
経常利益	172	158	138	266	267
中間純利益	90	79	56	—	—
当期純利益	—	—	—	138	125
資本金 （発行済株式総数 千株）	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)
純資産額	8,666	8,777	8,844	8,764	8,827
総資産額	123,166	123,362	124,899	123,580	124,596
預金残高	40,106	45,392	49,679	43,147	48,574
債券残高	52,192	48,463	47,745	50,191	48,252
貸出金残高	95,248	94,491	94,961	95,490	94,884
有価証券残高	22,734	19,689	20,455	21,597	19,711
1株当たり中間純利益金額	4.15円	3.64円	2.61円	—円	—円
1株当たり当期純利益金額	—円	—円	—円	6.35円	5.75円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	—円	—円	—円	—円	—円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—円	—円	—円	—円	—円
1株当たり配当額	—円	—円	—円	普通株式 （政府以外分）3.00円 （政府分）1.00円	普通株式 （政府以外分）3.00円 （政府分）1.00円
自己資本比率（％）	7.03	7.11	7.08	7.09	7.08
単体普通株式等Tier1比率（パーゼルⅢ）（％）	—	12.35	12.19	12.05	12.25
単体Tier1比率（パーゼルⅢ）（％）	—	12.35	12.19	12.05	12.25
単体総自己資本比率（パーゼルⅢ）（％）	—	13.80	13.60	13.51	13.73
単体自己資本比率（パーゼルⅡ）（％）	13.52	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	3,951 〔766〕人	3,941 〔805〕人	3,939 〔858〕人	3,838 〔769〕人	3,815 〔814〕人

（注）1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 潜在株式調整後1株当たり（中間）当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 1株当たり配当額については、普通株式（政府以外分）と普通株式（政府分）とに区別して、記載しています。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

4. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しています。

5. 単体自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています（平成25年3月末よりパーゼルⅢ基準で算出）。商工中金は、国際統一基準を採用しています。

6. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）を記載しています。

》》 中間財務諸表

商工中金の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人の監査証明を受けています。

■ 中間貸借対照表

科目	(単位：百万円)		科目	(単位：百万円)	
	平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)	平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)		平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)	平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	799,504	877,659	預金	4,539,281	4,967,921
コールローン	52,707	4,279	譲渡性預金	128,550	88,797
買入金銭債権	22,269	20,681	債券	4,846,321	4,774,598
特定取引資産	24,105	24,010	コールマネー	14,662	—
有価証券	1,968,954	2,045,505	特定取引負債	15,437	14,332
貸出金	9,449,101	9,496,120	借入金	1,617,567	1,453,853
外国為替	15,413	16,706	外国為替	71	66
その他資産	24,232	24,724	その他負債	186,401	181,576
有形固定資産	41,367	42,392	未払法人税等	12,461	11,932
無形固定資産	13,169	14,022	リース債務	7	6
前払年金費用	13,043	17,576	資産除去債務	82	73
繰延税金資産	58,153	59,810	未払債券元金	117,752	104,817
支払承諾見返	83,200	95,094	その他の負債	56,097	64,747
貸倒引当金	△228,998	△248,678	賞与引当金	4,290	4,310
資産の部合計	12,336,225	12,489,904	退職給付引当金	18,207	19,985
			役員退職慰労引当金	69	77
			睡眠債券払戻損失引当金	4,223	4,606
			環境対策引当金	222	206
			支払承諾	83,200	95,094
			負債の部合計	11,458,506	11,605,426
			(純資産の部)		
			資本金	218,653	218,653
			危機対応準備金	150,000	150,000
			特別準備金	400,811	400,811
			資本剰余金	0	0
			その他資本剰余金	0	0
			利益剰余金	97,559	101,986
			利益準備金	17,913	18,813
			その他利益剰余金	79,645	83,173
			固定資産圧縮積立金	610	567
			特別積立金	49,570	49,570
			繰越利益剰余金	29,464	33,034
			自己株式	△1,001	△1,011
			株主資本合計	866,022	870,439
			その他有価証券評価差額金	11,696	14,038
			繰延ヘッジ損益	0	—
			評価・換算差額等合計	11,696	14,038
			純資産の部合計	877,719	884,478
			負債及び純資産の部合計	12,336,225	12,489,904

■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成25年度中間期 (平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで)	平成26年度中間期 (平成26年 4月 1日から 平成26年 9月30日まで)
経常収益	97,519	90,880
資金運用収益	82,824	77,775
(うち貸出金利息)	75,289	71,338
(うち有価証券利息配当金)	6,109	4,776
役員取引等収益	5,601	5,817
特定取引収益	2,929	2,805
その他業務収益	4,092	1,742
その他経常収益	2,071	2,739
経常費用	81,642	76,981
資金調達費用	14,264	11,152
(うち預金利息)	1,939	2,154
(うち債券利息)	7,949	5,577
役員取引等費用	2,065	1,977
特定取引費用	375	29
その他業務費用	1,590	161
営業経費	39,934	39,385
その他経常費用	23,410	24,275
経常利益	15,877	13,898
特別利益	5	185
特別損失	38	33
税引前中間純利益	15,844	14,051
法人税、住民税及び事業税	11,755	11,279
法人税等調整額	△3,840	△2,910
法人税等合計	7,915	8,369
中間純利益	7,928	5,681

■ 中間株主資本等変動計算書

平成25年度中間期 (平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				資本剰余金 資本剰余金 合計
	資本金	危機対応 準備金	特別 準備金	その他 資本剰余金	
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	0
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					
固定資産圧縮積立金の取崩					
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	—	—	0	0
当中間期末残高	218,653	150,000	400,811	0	0

	株主資本 利益剰余金				利益剰余金 合計
	利益 準備金	固定資産 圧縮積立金	特別 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	17,014	624	49,570	26,919	94,128
当中間期変動額					
剰余金の配当	899			△5,397	△4,498
中間純利益				7,928	7,928
固定資産圧縮積立金の取崩		△13		13	—
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	899	△13	—	2,544	3,430
当中間期末残高	17,913	610	49,570	29,464	97,559

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰越ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△995	862,598	13,882	—	13,882	876,480
当中間期変動額		△4,498				△4,498
剰余金の配当		7,928				7,928
中間純利益		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△6	△6				△6
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)			△2,185	0	△2,185	△2,185
当中間期変動額合計	△6	3,424	△2,185	0	△2,185	1,239
当中間期末残高	△1,001	866,022	11,696	0	11,696	877,719

平成26年度中間期 (平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				資本剰余金 資本剰余金 合計
	資本金	危機対応 準備金	特別 準備金	その他 資本剰余金	
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	0
当期首の貸倒による影響					
貸倒方針の変更を反映した当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	0
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					
固定資産圧縮積立金の取崩					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—
当中間期末残高	218,653	150,000	400,811	0	0

	株主資本 利益剰余金				利益剰余金 合計
	利益 準備金	固定資産 圧縮積立金	特別 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	17,913	590	49,570	34,074	102,149
当期首の貸倒による影響					
貸倒方針の変更を反映した当期首残高	17,913	590	49,570	△1,347	△1,347
当中間期変動額					
剰余金の配当	899			△5,397	△4,497
中間純利益				5,681	5,681
固定資産圧縮積立金の取崩		△23		23	—
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	899	△23	—	307	1,183
当中間期末残高	18,813	567	49,570	33,034	101,986

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰越ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,005	870,608	12,174	—	12,174	882,783
当期首の貸倒による影響		△1,347				△1,347
貸倒方針の変更を反映した当期首残高	△1,005	869,261	12,174	—	12,174	881,436
当中間期変動額						
剰余金の配当		△4,497				△4,497
中間純利益		5,681				5,681
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)			1,863	—	1,863	1,863
当中間期変動額合計	△5	1,178	1,863	—	1,863	3,041
当中間期末残高	△1,011	870,439	14,038	—	14,038	884,478

注記事項（平成26年度中間期）

（重要な会計方針）

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については中間決算期末月1ヵ月平均に基いた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：2年～60年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基

づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が267百万円、退職給付引当金が2,354百万円増加し、繰越利益剰余金が1,347百万円減少しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ71百万円増加しております。

なお、当中間会計期間の期首の1株当たり純資産額が61銭減少し、1株当たり中間純利益金額は2銭増加しております。

(表示方法の変更)

前中間会計期間において「その他資産」に含めていた「前払年金費用」は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令」(内閣府・財務省・経済産業省第4号平成25年9月27日)により改正された「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成20年内閣府・財務省・経済産業省第1号)別紙様式」を適用し、当中間会計期間より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間貸借対照表において、「その他資産」に表示していた13,043百万円は、「前払年金費用」13,043百万円として組み替えております。

(追加情報)

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

- なお、特別準備金は次の性格を有しております。
- 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
 - 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
 - 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
 - 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

- なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。
- 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
 - 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
 - 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
 - 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間貸借対照表関係)

- 関係会社の株式又は出資金の総額
株式 3,441百万円
出資金 43百万円
- 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額 73,993百万円
延滞債権額 387,586百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3ヵ月以上延滞債権額 249百万円
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額 7,974百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
合計額 469,804百万円
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 222,686百万円
有価証券 637,293百万円
計 637,293百万円
担保資産に対応する債務
預金 6,257百万円
借入金 354,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。
有価証券 57,121百万円
また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
金融商品等差入担保金 457百万円
保証金・敷金等 2,184百万円
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
融資未実行残高 988,027百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの 957,796百万円
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 46,000百万円
- 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額 196,365百万円

(中間損益計算書関係)

- その他経常収益には、次のものを含んでおります。
償却債権取立益 59百万円
- 減価償却実施額は次のとおりであります。
有形固定資産 1,219百万円
無形固定資産 1,825百万円
- その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸出金償却 1百万円
貸倒引当金繰入額 23,038百万円
株式等償却 33百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

>>> 資本の状況（単体）

■ 大株主

・普通株式

株主名	持株数（千株）	発行済株式の総数に占める 持株数の割合
財 務 大 臣	1,016,000	46.46%
株 式 会 社 珈 栄 舎	5,763	0.26%
関 東 交 通 共 済 協 同 組 合	5,303	0.24%
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24%
大 阪 船 場 織 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810	0.21%
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	4,626	0.21%
北 央 信 用 組 合	3,897	0.17%
東 京 カ メ ラ 流 通 協 同 組 合	3,633	0.16%
富 士 市 浮 島 工 業 団 地 協 同 組 合	3,200	0.14%
協 同 組 合 広 島 総 合 卸 セ ン タ ー	3,150	0.14%
計	1,055,683	48.28%

(注) 上記のほか当金庫所有の自己株式9,909千株（発行済株式総数に対する割合:0.45%）があります。

>>> 損益の状況 (単体)

利益総括表

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
業 務 粗 利 益	771	748
経 費	381	380
業 務 純 益 (一般貸倒引当金繰入前)	389	367
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△15	△53
業 務 純 益	405	421
臨 時 損 益	△246	△282
経 常 利 益	158	138
特 別 損 益	△0	1
法人税、住民税及び事業税	117	112
法 人 税 等 調 整 額	△38	△29
中 間 純 利 益	79	56

(注) 業務純益は、商工中金の本来業務にかかる利益を示すもので、下記の算式により算出しています。
 業務純益 = 業務粗利益 - (一般貸倒引当金繰入額 + 経費)

業務粗利益

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資 金 利 益	676	9	685	655	10	666
役 務 取 引 等 利 益	31	3	35	34	3	38
特 定 取 引 利 益	13	12	25	18	9	27
そ の 他 業 務 利 益	24	0	25	5	10	15
業 務 粗 利 益	745	25	771	713	34	748
業 務 粗 利 益 率 (%)	1.23	1.97	1.26	1.17	3.04	1.21

(注) 1. 国内業務部門は、国内店における居住者との円建取引を対象としています。一方、国際業務部門は国内店における外貨建取引、非居住者との円建取引、特別国際金融勘定取引（東京オフショア市場での取引）およびニューヨーク支店における取引を対象としています。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

資金運用勘定・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：億円、%)

		平成25年度中間期			平成26年度中間期		
		国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資金運用勘定	平 均 残 高	120,308	2,612	121,457	121,692	2,250	122,899
	利 息	818	11	828	766	12	777
	利 回 り (%)	1.35	0.89	1.36	1.25	1.07	1.26
資金調達勘定	平 均 残 高	109,106	2,612	110,255	110,523	2,250	111,729
	利 息	141	2	142	110	1	111
	利 回 り (%)	0.25	0.20	0.25	0.19	0.15	0.19

(注) 国内業務から国際業務への円投入額の平均残高は、平成25年度中間期1,463億円、平成26年度中間期1,044億円、それに伴う収支は、平成25年度中間期1億円、平成26年度中間期0億円です。

■ 受取利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期			
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計	
受 取 利 息	残高による増減	2	1	3	8	△1	9
	利率による増減	△52	△0	△52	△60	2	△59
	純 増 減	△50	0	△48	△51	0	△50
支 払 利 息	残高による増減	0	0	0	1	△0	1
	利率による増減	△45	△0	△45	△32	△0	△32
	純 増 減	△45	△0	△44	△30	△0	△31

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めています。

■ 役務取引等利益の内訳

(単位：億円)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
役 務 取 引 等 収 益	51	4	56	53	4	58
役 務 取 引 等 費 用	19	0	20	18	0	19

■ 特定取引利益の内訳

(単位：億円)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
特 定 取 引 利 益	13	12	25	18	9	27
商品有価証券損益	△0	—	△0	0	—	0
特定取引有価証券損益	△3	—	△3	△0	—	△0
特定金融派生商品損益	16	12	29	17	9	27
その他の特定取引損益	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 国内業務部門・国際業務部門ごとに、収益と費用を相殺して計上しています。
 2. 特定金融派生商品損益に係る国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引を対象としています。

■ その他業務利益の内訳

(単位：億円)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
外国為替売買損益	—	10	10	—	10	10
国債等債券損益	24	△9	14	5	—	5
金融派生商品損益	—	△0	△0	—	—	—
そ の 他	△0	—	△0	△0	—	△0
合 計	24	0	25	5	10	15

(注) 金融派生商品損益に係る国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引を対象としています。

■ 営業経費

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
給料・手当	194	193
退職給付費用	33	17
福利厚生費	1	1
減価償却費	28	30
土地建物機械賃借料	24	24
営繕費	8	9
消耗品費	3	5
給水光熱費	3	4
旅費	2	3
通信費	5	5
広告宣伝費	4	4
租税公課	20	23
その他	68	71
合計	399	393

■ 臨時損益

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
不良債権処理額	△242	△288
貸出金償却	△0	△0
個別貸倒引当金繰入額	△233	△284
債権売却損等	△8	△4
その他	△4	6
合計	△246	△282

(注) 債権売却損等について、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除して表示しています。

■ 利益率

(単位：%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
総資産経常利益率	0.26	0.22
純資産経常利益率	3.61	3.13
総資産中間純利益率	0.13	0.09
純資産中間純利益率	1.80	1.28

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$

2. 純資産経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{純資産の部平均残高}} \times 100$

■ 利鞘

(単位：%)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資金運用利回り	1.35	0.89	1.36	1.25	1.07	1.26
資金調達原価	0.93	1.02	0.94	0.86	1.11	0.87
総資金利鞘	0.41	△0.12	0.41	0.38	△0.04	0.38

(注) 1. 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価 = $\frac{\text{資金調達費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

3. 総資金利鞘 = 資金運用利回り - 資金調達原価

》》 営業の状況（単体）

》》 債券・預金

■ 資金量構成

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
債 券	48,463 (50.9)	47,745 (48.6)
債 券 発 行 高	48,463 (50.9)	47,745 (48.6)
預 金	45,392 (47.7)	49,679 (50.5)
組 合 そ の 他	44,768 (47.0)	49,248 (50.1)
地 方 公 共 団 体	624 (0.7)	431 (0.4)
譲 渡 性 預 金	1,285 (1.4)	887 (0.9)
合 計	95,141	98,313
債 券 の う ち 政 府 引 受	— (—)	— (—)

(注) () 内は構成比です。

■ 商工債発行残高

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
利 付 商 工 債	47,556 (98.1)	47,745 (100.0)
割 引 商 工 債	906 (1.9)	— (—)
合 計	48,463	47,745

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 平成25年度中間期 割引商工債の額面金額は、906億円です。

■ 商工債発行残高の残存期間別残高

(単位：億円)

	残存期間	平成25年度中間期	平成26年度中間期
利 付 商 工 債	1 年 以 下	11,994	11,814
	1 年 超 3 年 以 下	22,422	23,136
	3 年 超 5 年 以 下	12,991	12,445
	5 年 超 7 年 以 下	147	—
	7 年 超	—	350
	合 計	47,556	47,745
割 引 商 工 債	1 年 以 下	906	—
	1 年 超 3 年 以 下	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	—	—
	7 年 超	—	—
	合 計	906	—
合 計	1 年 以 下	12,901	11,814
	1 年 超 3 年 以 下	22,422	23,136
	3 年 超 5 年 以 下	12,991	12,445
	5 年 超 7 年 以 下	147	—
	7 年 超	—	350
	合 計	48,463	47,745

■ 財形貯蓄残高

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
財 形 貯 蓄 残 高	839	801

■ 商工債の種類別平均残高

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
利付商工債	47,462	47,847
割引商工債	1,826	—
合計	49,288	47,847

(注) 債券には、債券募集金を含んでいません。

■ 種目別預金残高

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
中期流動性預金	27,961 (62.8)	70 (8.2)	28,031 (61.7)	30,444 (62.6)	314 (29.7)	30,759 (61.9)
うち有利息預金	16,281 (36.6)	9 (1.1)	16,291 (35.9)	17,921 (36.9)	10 (1.0)	17,931 (36.1)
その他	11,375 (25.5)	—	11,375 (25.1)	12,993 (26.7)	—	12,993 (26.2)
譲渡性預金	288 (0.6)	781 (90.7)	1,069 (2.4)	253 (0.5)	735 (69.3)	988 (2.0)
合計	44,531	861	45,392	48,619	1,060	49,679
平均流動性預金	26,670 (64.8)	77 (9.0)	26,747 (63.7)	30,067 (64.9)	198 (20.0)	30,266 (64.0)
うち有利息預金	14,292 (34.7)	8 (1.0)	14,300 (34.0)	16,055 (34.7)	9 (0.9)	16,064 (34.0)
その他	10,393 (25.3)	—	10,393 (24.7)	12,071 (26.1)	—	12,071 (25.5)
譲渡性預金	182 (0.5)	768 (90.0)	951 (2.3)	194 (0.4)	785 (79.1)	980 (2.0)
合計	41,145	854	41,999	46,317	993	47,310
譲渡性預金	1,208	—	1,208	913	109	1,022

- (注) 1. 定期性預金 = 定期預金
商工中金の定期預金は、全て固定金利定期預金となっています。
2. 流動性預金 = 通知預金 + 普通預金 + 当座預金
3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。
4. () 内は構成比です。

■ 定期預金の残存期間別残高

(単位：億円)

残存期間	平成25年度中間期	平成26年度中間期
3ヵ月以下	8,247	9,749
3ヵ月超6ヵ月以下	5,960	6,580
6ヵ月超1年以下	10,505	11,624
1年超2年以下	1,854	1,636
2年超3年以下	1,310	842
3年超	153	325
合計	28,031	30,759

(注) 商工中金の定期預金は、全て固定金利定期預金となっています。

預金者別残高

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
一般法人	25,957 (57.3)	27,740 (56.2)
個人	18,551 (40.9)	20,931 (42.4)
金融機関	179 (0.4)	251 (0.5)
政府公金	624 (1.4)	431 (0.9)
合計	45,312	49,354

(注) 1. 海外店分、特別国際金融取引勘定および譲渡性預金を除いています。
2. () 内は構成比です。

公金資金残高

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
公金預金	624 (91.9)	431 (90.9)
公金借入金	29 (4.3)	28 (6.0)
債券引受	26 (3.8)	14 (3.1)
合計	679	474

(注) () 内は構成比です。

歳入金、公金取扱実績

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
日本銀行歳入代理店口	722	822
地方公共団体公金収納口	227	239
合計	949	1,062

≫ 融資

■ 貸出金残高

(単位：億円)

		平成25年度中間期			平成26年度中間期		
		国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
中間期末残高	証書貸付	76,800	1,214	78,014	77,544	1,417	78,962
	手形貸付	3,632	337	3,969	3,460	408	3,868
	当座貸越	10,202	—	10,202	9,913	—	9,913
	割引手形	2,304	—	2,304	2,216	—	2,216
	合計	92,939	1,551	94,491	93,135	1,825	94,961
平均残高	証書貸付	76,119	1,221	77,340	76,687	1,345	78,033
	手形貸付	3,401	325	3,726	3,254	381	3,635
	当座貸越	9,215	—	9,215	9,026	—	9,026
	割引手形	2,272	—	2,272	2,230	—	2,230
	合計	91,009	1,546	92,555	91,199	1,726	92,926

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。

■ 貸出金の残存期間別残高

(単位：億円)

	残存期間	平成25年度中間期	平成26年度中間期
貸出金	1年以下	41,596	40,496
	1年超3年以下	29,829	30,487
	3年超5年以下	13,587	14,424
	5年超7年以下	4,119	4,126
	7年超	5,179	5,271
	期間の定めのないもの	179	155
	合計	94,491	94,961
うち固定金利	1年以下	—	—
	1年超3年以下	24,858	24,757
	3年超5年以下	11,085	11,494
	5年超7年以下	2,923	2,809
	7年超	3,368	3,290
	期間の定めのないもの	—	—
	合計	—	—
うち変動金利	1年以下	—	—
	1年超3年以下	4,970	5,729
	3年超5年以下	2,501	2,929
	5年超7年以下	1,195	1,317
	7年超	1,811	1,980
	期間の定めのないもの	179	155
	合計	—	—

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区分をしていません。

従業員1人当たり資金量および貸出金

(単位：億円)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	国内店	海外店	計	国内店	海外店	計
資金量	24	6	24	24	43	25
貸出金	24	26	24	24	35	24

(注) 1. 資金量 = 債券 + 預金 + 譲渡性預金
2. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）の期中平均を使用しています。

1店舗当たり資金量および貸出金

(単位：億円)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	国内店	海外店	計	国内店	海外店	計
資金量	1,033	80	1,023	1,062	567	1,057
貸出金	1,023	346	1,016	1,027	461	1,021

(注) 1. 資金量 = 債券 + 預金 + 譲渡性預金
2. 出張所・営業所を除いた店舗（駐在員事務所は含んでいません）により算出しています。

メンバー向け貸出

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
メンバー向け貸出残高	92,483 (97.9)	92,837 (97.8)
メンバー以外への貸出残高	2,007 (2.1)	2,124 (2.2)
合計	94,491	94,961

(注) 1. メンバーとは、商工中金に出資加入した団体とその構成員です。
2. () 内は構成比です。

貸出金使途別残高

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
設備資金	18,224 (19.3)	18,948 (20.0)
長期運転資金	59,064 (62.5)	59,675 (62.8)
短期運転資金	17,202 (18.2)	16,337 (17.2)
合計	94,491	94,961

(注) () 内は構成比です。

貸出金業種別内訳

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
製 造 業	31,754 (33.6)	31,307 (33.0)
うち機械金属製造業	16,425 (17.4)	16,070 (16.9)
農 業 , 林 業	212 (0.2)	227 (0.2)
漁 業	43 (0.0)	36 (0.0)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	147 (0.2)	141 (0.2)
建 設 業	2,508 (2.7)	2,646 (2.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	289 (0.3)	399 (0.4)
情報通信業, 運輸業, 郵便業	12,281 (13.0)	12,529 (13.2)
卸 売 業 , 小 売 業	29,741 (31.5)	30,120 (31.7)
金 融 業 , 保 険 業	539 (0.6)	524 (0.6)
不動産業, 物品賃貸業	6,932 (7.3)	6,902 (7.3)
各 種 サ ー ビ ス 業	9,585 (10.1)	9,531 (10.0)
地 方 公 共 団 体	4 (0.0)	3 (0.0)
そ の 他	105 (0.1)	125 (0.1)
海外及び特別国際金融取引勘定分	346 (0.4)	461 (0.5)
合 計	94,491	94,961

(注) () 内は構成比です。

貸出金担保別内訳

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
当 金 庫 預 金 ・ 債 券	1,309 (1.4)	1,278 (1.4)
有 価 証 券	384 (0.4)	419 (0.4)
債 権	622 (0.7)	596 (0.6)
商 品	40 (0.0)	97 (0.1)
不 動 産	43,362 (45.9)	41,742 (44.0)
そ の 他 担 保	1,747 (1.9)	1,944 (2.0)
計	47,465 (50.3)	46,079 (48.5)
保 証	37,260 (39.4)	39,194 (41.3)
信 用	9,765 (10.3)	9,687 (10.2)
合 計	94,491	94,961

(注) () 内は構成比です。

■ 支払承諾見返担保別内訳

(単位：百万円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
当金庫預金・債券	4,212 (5.1)	4,480 (4.7)
有価証券	46 (0.1)	25 (0.0)
債権	—	6 (0.0)
商品	—	7 (0.0)
不動産	19,244 (23.1)	20,305 (21.4)
その他担保	1,451 (1.7)	1,275 (1.4)
計	24,953 (30.0)	26,098 (27.5)
保証	49,883 (60.0)	60,497 (63.6)
信用	8,363 (10.0)	8,500 (8.9)
合計	83,200	95,094

(注) () 内は構成比です。

■ 預託制度融資残高

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
預託制度融資残高	1,256	1,131

■ 受託代理貸付金残高

(単位：百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
独立行政法人福祉医療機構	52	41
株式会社日本政策金融公庫	126	109
国民生活事業	126	109
中小企業事業	—	—
公益財団法人日本財団 (貸付、管理回収の取扱残高)	168,910	158,771
財団法人自転車産業振興協会	—	—
独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	2	—
独立行政法人環境再生保全機構	227	219
独立行政法人中小企業基盤整備機構	327,822	314,872
振興事業	23,939	22,501
共済事業	303,882	292,371
独立行政法人労働者健康福祉機構	56	54
沖縄振興開発金融公庫	—	—
合計	497,197	474,069

■ 委託代理貸付金残高

(単位：件、億円)

		平成25年度中間期		平成26年度中間期	
設備資金	件数	585		586	
	金額	43		42	
運転資金	件数	2		2	
	金額	0		0	
合計	件数	587		588	
	金額	43		42	

■ 貸出金の債券・預金に対する比率

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
貸出金 (A)	92,939	1,551	94,491	93,135	1,825	94,961
債券・預金 (B)	94,279	861	95,141	97,010	1,303	98,313
比率 (%) (A)/(B)			99.31	96.00	140.08	96.59
	期中平均	99.30	181.07	100.06	95.92	156.59

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

■ 貸倒引当金の増減

(単位：億円)

	平成25年度中間期					平成26年度中間期				
	当期首 残高	期中 増加額	期中減少額		当中間期末 残高	当期首 残高	期中 増加額	期中減少額		当中間期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	535	519	—	535*	519	614	560	—	614*	560
個別貸倒引当金	1,723	233	187	—	1,770	1,731	284	89	—	1,925
合計	2,259	753	187	535	2,289	2,345	845	89	614	2,486

※ 洗替による取崩額。

■ 貸出金償却額

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
貸出金償却額	0	0

■ 特定海外債権残高

該当ありません。

■ 与信費用

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
与信費用 (A)=(B)+(C)	226	234
不良債権処理額 (B)	242	288
一般貸倒引当金繰入額 (C)	△15	△53

■ リスク管理債権の状況（単体）

（単位：億円、％）

		平成25年度中間期	平成26年度中間期
破綻先債権	(A)	824	739
(Ⅳ分類額控除後破綻先債権)	(B)	(356)	(330)
延滞債権	(C)	3,499	3,875
(Ⅳ分類額控除後延滞債権)	(D)	(3,118)	(3,311)
3ヵ月以上延滞債権	(E)	14	2
貸出条件緩和債権	(F)	57	79
リスク管理債権合計	(G) = (A) + (C) + (E) + (F)	4,395	4,698
破綻先債権のうちⅣ分類額	(H)	468	409
延滞債権のうちⅣ分類額	(I)	380	564
Ⅳ分類額控除後リスク管理債権	(J) = (B) + (D) + (E) + (F)	3,546	3,724
Ⅳ分類額控除後貸出金残高	(K)	93,671	94,010
貸出金に占める割合(%)	(J) / (K)	3.8	4.0

- (注) 1. 破綻先債権とは、「未収利息不計上貸出金」*のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. Ⅳ分類額とは、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
6. Ⅳ分類額控除後リスク管理債権とは、リスク管理債権から、注5の金額を控除した金額です（控除した金額は平成25年度中間期個別貸倒引当金1,770億円のうち849億円、平成26年度中間期個別貸倒引当金1,925億円のうち973億円です）。
- * 未収利息不計上貸出金：元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）

■ 金融再生法に基づく開示債権額

（単位：億円、％）

		平成25年度中間期	平成26年度中間期
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	(A)	1,439	1,676
危険債権	(B)	2,915	2,970
要管理債権	(C)	71	82
小計	(D) = (A) + (B) + (C)	4,426	4,729
Ⅳ分類額	(G)	864	987
(Ⅳ分類額控除後)	(D) - (G)	(3,561)	(3,741)
正常債権		93,043	93,391
合計	(H)	97,469	98,120
貸出金に占める割合(%)	((D) - (G)) / ((H) - (G))	3.7	3.9

(参考) Ⅳ分類額控除後債権の保全状況

(D)のうち担保・保証等による回収見込額	(E)	2,115	2,396
(D)に対して計上した貸倒引当金	(F)	1,723	1,879
引当率(%)	$\frac{(F) - (G)}{((D) - (G)) - (E)}$	59.4	66.3
保全率(%)	$\frac{((E) + (F)) - (G)}{(D) - (G)}$	83.5	87.9

- (注) 1. 上記は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づき査定を行い、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」に4区分したものです。
2. 開示債権の区分
- ①破産更生債権およびこれらに準ずる債権.....破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
- ②危険債権.....債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権
- ③要管理債権.....上記①②を除く、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権
- ④正常債権.....債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして上記①～③の債権以外のものに区分される債権
3. Ⅳ分類額とは、自己査定により回収不能と区分された債権であり、全額貸倒引当金を計上しています。
4. Ⅳ分類額控除後とは、注2①～③の開示債権額の合計から、注3の金額を控除した金額です。

>> 証券

商品有価証券平均残高

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
商品国債	31	32
合計	31	32

有価証券種類別残高

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期			
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計	
中間期末残高	国債	15,763 (80.1)	—	15,763 (80.1)	16,697 (81.7)	—	16,697 (81.6)
	地方債	992 (5.0)	—	992 (5.0)	639 (3.1)	—	639 (3.1)
	短期社債	—	—	—	99 (0.5)	—	99 (0.5)
	社債	2,550 (13.0)	—	2,550 (12.9)	2,595 (12.7)	—	2,595 (12.7)
	株式	289 (1.5)	—	289 (1.5)	320 (1.6)	—	320 (1.6)
	その他の証券	84 (0.4)	9 (100.0)	94 (0.5)	91 (0.4)	10 (100.0)	102 (0.5)
	うち外国債券	—	9 (100.0)	9 (0.0)	—	10 (100.0)	10 (0.1)
	合計	19,679	9	19,689	20,444	10	20,455
平均残高	国債	17,560 (80.3)	—	17,560 (79.7)	15,748 (81.5)	—	15,748 (81.5)
	地方債	1,051 (4.8)	—	1,051 (4.8)	684 (3.5)	—	684 (3.5)
	短期社債	443 (2.0)	—	443 (2.0)	105 (0.5)	—	105 (0.5)
	社債	2,544 (11.6)	—	2,544 (11.5)	2,503 (13.0)	—	2,503 (13.0)
	株式	213 (1.0)	—	213 (1.0)	225 (1.2)	—	225 (1.2)
	その他の証券	53 (0.3)	159 (100.0)	212 (1.0)	50 (0.3)	10 (100.0)	61 (0.3)
	うち外国債券	—	159 (100.0)	159 (0.7)	—	10 (100.0)	10 (0.1)
	合計	21,865	159	22,025	19,317	10	19,328

(注) 1. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。
 2. () 内は構成比です。

■ 有価証券の時価等情報

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りです。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：億円)

	種類	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,692	4,779	87	5,091	5,200	109
	社債	—	—	—	75	75	0
	小計	4,692	4,779	87	5,166	5,276	109
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合 計	4,692	4,779	87	5,166	5,276	109	

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：億円)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	34	34
関連法人等株式	—	—
合 計	34	34

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めていません。

(3) その他有価証券

(単位：億円)

	種類	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	151	70	81	177	80	96
	債券	14,134	14,060	74	14,530	14,446	84
	国債	11,070	11,017	52	11,606	11,545	61
	地方債	950	947	3	639	635	3
	短期社債	—	—	—	99	99	0
	社債	2,112	2,095	17	2,185	2,165	19
	その他	91	59	31	102	60	41
	小計	14,377	14,190	186	14,810	14,587	222
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17	21	△4	14	17	△3
	債券	478	480	△2	335	336	△1
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	41	41	△0	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	437	439	△1	335	336	△1
	その他	121	121	△0	86	86	—
小計	617	624	△6	435	440	△4	
合 計	14,994	14,814	180	15,246	15,028	217	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株 式	86	94
そ の 他	0	0
合 計	87	94

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

■ 金銭の信託の時価等情報

(1) 満期保有目的の金銭の信託

平成25年度中間期

該当ありません。

平成26年度中間期

該当ありません。

(2) その他の金銭の信託 (運用目的および満期保有目的以外)

平成25年度中間期

該当ありません。

平成26年度中間期

該当ありません。

■ 有価証券の債券・預金に対する比率

(単位：億円、%)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
有 価 証 券 (A)	19,679	9	19,689	20,444	10	20,455
債 券 ・ 預 金 (B)	94,279	861	95,141	97,010	1,303	98,313
比 率 (%) (A) / (B)	20.87	1.13	20.69	21.07	0.84	20.80
期 中 平 均	23.85	18.62	23.81	20.31	0.99	20.09

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

■ 公共債ディーリング実績

(単位：億円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
売 買 高	0	—
平 均 残 高	31	32

(注) ディーリング実績はすべて国債です。

■ 有価証券の残存期間別残高

(単位：億円)

		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成25年度中間期	国 債	3,428	8,425	3,909	—	—	15,763
	地 方 債	361	372	258	—	—	992
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	633	1,797	119	—	—	2,550
	株 式	—	—	—	—	289	289
	そ の 他 の 証 券	—	9	—	—	84	94
	うち外国債券	—	9	—	—	—	9
合 計	4,423	10,605	4,287	—	373	19,689	
平成26年度中間期	国 債	1,741	9,646	5,257	51	—	16,697
	地 方 債	275	223	140	—	—	639
	短 期 社 債	99	—	—	—	—	99
	社 債	625	1,836	132	—	—	2,595
	株 式	—	—	—	—	320	320
	そ の 他 の 証 券	10	—	—	—	91	102
	うち外国債券	10	—	—	—	—	10
合 計	2,753	11,707	5,530	51	411	20,455	

(注) 満期保有目的の債券およびその他有価証券の償還予定額 (中間貸借対照表計上額) を記載しています。

>> 国際

取引種別別外国為替取扱高

(単位：百万ドル)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
貿易為替	1,985	2,003
貿易外為替	767	850
資本取引	1,099	910
合計	3,852	3,763

(注) 海外店分を含みます。

外貨建資産残高

(単位：百万ドル)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
外貨建資産残高	1,381	1,568

(注) 国内店の外貨建資産および海外店の資産を表示しています。

>> その他

内国為替取扱高

(単位：千件、億円)

			平成25年度中間期	平成26年度中間期
送金為替	各地へ向けた分	件数	882	901
		金額	54,886	57,630
	各地より受けた分	件数	785	802
		金額	53,609	57,947
代金取立	各地へ向けた分	件数	328	288
		金額	6,604	6,108
	各地より受けた分	件数	9	8
		金額	152	153
合計	件数	2,005	2,000	
	金額	115,253	121,839	

■ デリバティブ取引情報

デリバティブ取引についての取組方針、リスク管理方法などは以下の通りです。

デリバティブ取引に対する取組み

取引の大半は、お取引先のニーズへの対応とALMリスクコントロールを目的としています。

●お取引先のニーズ

市場金利や為替変動に伴う資金調達コストや仕入コストの増加などをヘッジするニーズに対応するために提供するスワップ・オプション・為替予約。

●ALMリスクコントロール

貸出・債券などのオンバランス取引から発生する金利リスクをコントロールするための金利スワップなど。

デリバティブ取引におけるリスク

貸出・有価証券などのオンバランス取引と同様に信用リスク、市場リスクなどがあります。

●信用リスク

取引相手方の契約不履行により生じるリスクです。貸出などオンバランス取引については元本や利息などが信用リスク額となりますが、デリバティブ取引の場合、時価評価を行い、カレントエクスポージャー方式で信用リスク額を算出しています。

●市場リスク

オンバランス取引同様、デリバティブ取引についても金利・為替レート・株価などの変動によりその取引の市場価値が変動するリスクがあります。

各種リスクに対する管理態勢等

●信用リスク

お取引先との取引については、貸出に伴うリスクと一体で管理を行っています。金融機関などを取引の相手方とする市場取引についても、他の市場取引と同様にお取引先別および国別にクレジットラインを設定し、その範囲内で執行・管理を行っています。

●市場リスク

リスクの種類や業務ごとにバリュー・アット・リスク (VaR) や10ベース・ポイント・バリュー等の上限額および損失限度を設定して管理を行っています。また、デリバティブ取引の評価損益などは統合リスク管理部でモニタリングを行い、経営陣に定期的な報告を行っています。

用語解説

デリバティブ取引

債券や金利、為替などの現物商品から派生した金融商品のことで、「金融派生商品」ともいいます。デリバティブ取引は、現物商品の価格変動リスクなどの回避や、低コスト資金調達、高利回り資金運用などを目的に開発され、代表的なものに、「先物取引」「スワップ取引」「オプション取引」などがあります。

先物取引

ある金融商品を将来の特定の時期に一定価格で売買すべきことを、前もって約定しておく取引のことです。

スワップ取引

契約の当事者間で、将来発生するキャッシュ・フロー（資金の流れ）を交換する取引のことです。例えば、同一通貨の変動金利と固定金利を交換する金利スワップや、ドル建金利と円建金利を交換する通貨スワップなどがあります。

オプション取引

ある金融商品を将来の特定の時期に一定価格で購入できる権利（コール）や売却できる権利（プット）を売買する取引のことです。オプションの購入者はオプション料を対価としてオプションを行使する権利を取得し、売却者はオプションの行使に応じる義務を負います。対象とする金融商品により、金利オプション、通貨オプションなどがあります。

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間事業年度末における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次の通りです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

	平成25年度中間期				平成26年度中間期			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	金利先物 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	金利先物 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 買 建	—	—	—	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	金利先渡契約 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	受取固定・支払変動	3,318,978	2,570,991	24,559	24,559	3,132,360	2,540,176	38,211
	受取変動・支払固定	3,025,392	2,389,575	△20,062	△20,062	2,939,956	2,367,818	△32,587
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	その他 売 建	462	462	△0	1	419	—	△0
	その他 買 建	—	—	—	—	—	—	—
合	計			4,497	4,498			5,623

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しています。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっています。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

	平成25年度中間期				平成26年度中間期			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	通貨先物 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	通貨先物 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション 買 建	—	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,461,679	1,188,196	951	951	1,337,554	1,080,551	686
	為替予約 売 建	42,794	2,315	△842	△842	57,352	9,902	△2,515
	為替予約 買 建	42,566	1,680	477	477	52,378	9,311	2,065
	通貨オプション 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション 買 建	—	—	—	—	—	—	—
	その他 売 建	—	—	—	—	—	—	—
	その他 買 建	—	—	—	—	—	—	—
合	計			586	586			236

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しています。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しています。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

(7) その他

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間事業年度末における契約額または契約において定められた元本相当額および時価ならびに当該時価の算定方法は、次の通りです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
原則的処理方法			—	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	受取固定・支払変動	2,431,900	1,912,000	19,377	2,151,500	1,696,700	16,471
		受取変動・支払固定	194,206	193,904	△307	198,700	197,669	△4,118
合	計				19,070			12,353

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっています。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	572	—	6	—	—	—
合	計				6			—

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)

に基づき、繰延ヘッジによっています。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しています。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況

(バーゼルⅢに基づく開示)

自己資本の構成に関する開示事項 62

定性的開示事項

1. 連結の範囲に関する事項 94
2. 中間（連結）貸借対照表の科目が
自己資本の構成に関する開示項目の
いずれに相当するかについての説明 94

定量的開示事項

1. その他金融機関等であって
商工組合中央金庫の子法人等
あるもののうち、規制上の所要自己資本を
下回った会社の名称と所要自己資本を
下回った額の総額 95
2. 自己資本の充実度に関する事項 95
3. 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く）
に関する事項 100
4. 信用リスク削減手法に関する事項 106
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項 107
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 108
7. 出資等又は株式等エクスポージャー（特定取引
に係るものを除く）に関する事項 110
8. 金利リスク（特定取引に係るものを除く）に
関して内部管理上使用した金利ショックに
対する損益または経済的価値の増減額 111

》》》 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項（単体）

（平成26年度中間期）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	319,628		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	101,986		2
うち、自己株式の額（△）	1,011		1c
うち、社外流出予定額（△）	—		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	553,618	11,230	
うち、危機対応準備金の額	150,000		3
うち、特別準備金の額	400,811		
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額	(イ) 873,247		6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,810	7,241	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	1,810	7,241	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	—	—	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	2,269	9,076	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1資本不足額	—		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額	(ロ) 4,079		28
普通株式等Tier1資本			
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ))	(ハ) 869,168		29

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本に係る基礎項目		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	—	36
その他Tier1資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
Tier2資本不足額	—	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	43
その他Tier1資本		
その他Tier1資本の額 (二)-(ホ)	—	44
Tier1資本		
Tier1資本の額 (イ)+(ハ)	869,168	45
Tier2資本に係る基礎項目		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	46
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	36,500	47+49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	56,087	50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	56,087	50a
うち、適格引当金Tier2算入額	—	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	7,829	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	7,829	
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	100,416	51
Tier2資本に係る調整項目		
自己保有Tier2資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	57

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2資本			
Tier2資本の額 (チー/リ)	(㉮)	100,416	58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト)+(㉮))	(㉰)	969,584	59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額		16,317	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の無形固定資産の額		7,241	
うち、前払年金費用の額		9,076	
リスク・アセットの額の合計額	(㉱)	7,128,391	60
自己資本比率			
普通株式等Tier1比率 ((㉰)/(㉱))		12.19%	61
Tier1比率 ((ト)/(㉱))		12.19%	62
総自己資本比率 ((㉰)/(㉱))		13.60%	63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		4,829	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		43	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		71,011	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額		56,087	76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		85,550	77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		—	78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		—	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		—	82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		—	83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		36,640	84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		9,000	85

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼ 自己資本の構成に関する開示事項

中間貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(平成26年度中間期)

(単位：百万円)

科目	公表中間貸借対照表	付表参照番号
(資産の部)		
現金預け金	877,659	
コールローン	4,279	
買入金銭債権	20,681	
特定取引資産	24,010	6-a
有価証券	2,045,505	6-b
貸出金	9,496,120	6-c
外国為替	16,706	
その他資産	24,724	6-d
有形固定資産	42,392	
無形固定資産	14,022	2
前払年金費用	17,576	3
繰延税金資産	59,810	4
支払承諾見返	95,094	
貸倒引当金	△248,678	
資産の部合計	12,489,904	
(負債の部)		
預金	4,967,921	
譲渡性預金	88,797	
債券	4,774,598	
特定取引負債	14,332	6-e
借入金（注）	1,453,853	7
外国為替	66	
その他負債	181,576	6-f
賞与引当金	4,310	
退職給付引当金	19,985	
役員退職慰労引当金	77	
睡眠債券払戻損失引当金	4,606	
環境対策引当金	206	
支払承諾	95,094	
負債の部合計	11,605,426	
(純資産の部)		
資本金	218,653	1-a
危機対応準備金	150,000	1-b
特別準備金	400,811	1-c
資本剰余金	0	1-d
利益剰余金	101,986	1-e
自己株式	△1,011	1-f
株主資本合計	870,439	
その他有価証券評価差額金	14,038	
繰延ヘッジ損益	—	5
評価・換算差額等合計	14,038	1-g
純資産の部合計	884,478	
負債及び純資産の部合計	12,489,904	

(注) 借入金には劣後借入金46,000百万円を含んでおり、自己資本の構成の開示では、「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

中間貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明〈付表〉

【注記事項】

※「自己資本の構成に関する開示事項」の金額については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示事項（単体）」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本及び評価・換算差額等

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
資本金	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000		1-b
特別準備金	400,811		1-c
資本剰余金	0		1-d
利益剰余金	101,986		1-e
自己株式	△1,011		1-f
株主資本合計	870,439		
その他有価証券評価差額金	14,038		
繰延ヘッジ損益	—		
評価・換算差額等合計	14,038		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
普通株式に係る株主資本の額	319,628	普通株式に係る株主資本（社外流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	101,986		2
うち、自己株式の額（△）	1,011		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	564,849		
うち、危機対応準備金の額	150,000		3
うち、特別準備金の額	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
無形固定資産	14,022		2
上記に係る税効果	4,970		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 その他の無形固定資産	9,051	のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外（ソフトウェア等）	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		24
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		74

3.前払年金費用

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
前払年金費用	17,576		3

上記に係る税効果	6,230	
----------	-------	--

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
前払年金費用の額	11,345		15

4.繰延税金資産

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延税金資産	59,810		4

その他の無形固定資産の税効果勘案分	4,970	
前払年金費用の税効果勘案分	6,230	

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		10
一時差異に係る繰延税金資産	71,011		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		25
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	71,011		75

5.繰延ヘッジ損益

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	—		5

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延ヘッジ損益の額	—	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「評価・換算差額等」として計上されているものを除いたもの	11

6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
特定取引資産	24,010	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	2,045,505		6-b
貸出金	9,496,120	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	24,724	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	14,332	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	181,576	金融派生商品を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
自己保有資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		16
その他Tier1相当額	—		37
Tier2相当額	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		17
その他Tier1相当額	—		38
Tier2相当額	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	4,829		
普通株式等Tier1相当額	—		18
その他Tier1相当額	—		39
Tier2相当額	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	4,829		72
その他金融機関等 (10%超出資)	43		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		23
その他Tier1相当額	—		40
Tier2相当額	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	43		73

7. その他資本調達手段

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
借入金	1,453,853		7
合計	1,453,853		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—		46

自己資本の構成に関する開示事項（単体）

（平成25年度中間期）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	315,211		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	97,559		2
うち、自己株式の額（△）	1,001		1c
うち、社外流出予定額（△）	—		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	550,811	11,696	3
うち、危機対応準備金の額	150,000		
うち、特別準備金の額	400,811		
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	866,022		6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	—	8,187	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	—	8,187	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	—	0	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	—	8,419	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1資本不足額	—		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		28
普通株式等Tier1資本			
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	866,022		29

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本に係る基礎項目		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	—	36
その他Tier1資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
Tier2資本不足額	—	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	43
その他Tier1資本		
その他Tier1資本の額 (二)-(ホ)	—	44
Tier1資本		
Tier1資本の額 (イ)+(ハ)	866,022	45
Tier2資本に係る基礎項目		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	46
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	41,199	47+49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	51,965	50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	51,965	50a
うち、適格引当金Tier2算入額	—	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	8,101	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	8,101	
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	101,266	51
Tier2資本に係る調整項目		
自己保有Tier2資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	57

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2資本			
Tier2資本の額 (チーリ)	(㉮)	101,266	58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト)+(㉮))	(㉰)	967,289	59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額		16,606	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額		8,187	
うち、前払年金費用の額		8,419	
リスク・アセットの額の合計額	(㉱)	7,007,056	60
自己資本比率			
普通株式等Tier1比率 ((㉲)/(㉱))		12.35%	61
Tier1比率 ((ト)/(㉱))		12.35%	62
総自己資本比率 ((㉰)/(㉱))		13.80%	63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		4,779	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		95	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		67,759	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額		51,965	76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		84,021	77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		—	78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		—	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		—	82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		—	83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		41,220	84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		4,500	85

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の構成に関する開示事項

中間貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(平成25年度中間期)

(単位：百万円)

科目	公表中間貸借対照表	付表参照番号
(資産の部)		
現金預け金	799,504	
コールローン	52,707	
買入金銭債権	22,269	
特定取引資産	24,105	6-a
有価証券	1,968,954	6-b
貸出金	9,449,101	6-c
外国為替	15,413	
その他資産	37,275	6-d
うち 前払年金費用	13,043	3
有形固定資産	41,367	
無形固定資産	13,169	2
繰延税金資産	58,153	4
支払承諾見返	83,200	
貸倒引当金	△228,998	
資産の部合計	12,336,225	
(負債の部)		
預金	4,539,281	
譲渡性預金	128,550	
債券	4,846,321	
コールマネー	14,662	
特定取引負債	15,437	6-e
借入金（注）	1,617,567	7
外国為替	71	
その他負債	186,401	6-f
賞与引当金	4,290	
退職給付引当金	18,207	
役員退職慰労引当金	69	
睡眠債券戻損失引当金	4,223	
環境対策引当金	222	
支払承諾	83,200	
負債の部合計	11,458,506	
(純資産の部)		
資本金	218,653	1-a
危機対応準備金	150,000	1-b
特別準備金	400,811	1-c
資本剰余金	0	1-d
利益剰余金	97,559	1-e
自己株式	△1,001	1-f
株主資本合計	866,022	
その他有価証券評価差額金	11,696	
繰延ヘッジ損益	0	5
評価・換算差額等合計	11,696	1-g
純資産の部合計	877,719	
負債及び純資産の部合計	12,336,225	

(注) 借入金には劣後借入金46,000百万円を含んでおり、自己資本の構成の開示では、「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

中間貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明〈付表〉

【注記事項】

※「自己資本の構成に関する開示事項」の金額については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示事項（単体）」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本及び評価・換算差額等

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
資本金	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000		1-b
特別準備金	400,811		1-c
資本剰余金	0		1-d
利益剰余金	97,559		1-e
自己株式	△1,001		1-f
株主資本合計	866,022		
その他有価証券評価差額金	11,696		
繰延ヘッジ損益	0		
評価・換算差額等合計	11,696		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
普通株式に係る株主資本の額	315,211	普通株式に係る株主資本（社外流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	97,559		2
うち、自己株式の額（△）	1,001		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	562,507		
うち、危機対応準備金の額	150,000		3
うち、特別準備金の額	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
無形固定資産	13,169		2
上記に係る税効果	4,981		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 その他の無形固定資産	8,187	のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外（ソフトウェア等）	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライツ	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		24
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		74

3.前払年金費用

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
その他資産	37,275		
うち、前払年金費用	13,043		3

上記に係る税効果	4,623	
----------	-------	--

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
前払年金費用の額	8,419		15

4.繰延税金資産

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延税金資産	58,153		4
繰延税金負債	—		—

その他の無形固定資産の税効果勘案分	4,981	
-------------------	-------	--

前払年金費用の税効果勘案分	4,623	
---------------	-------	--

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		10
一時差異に係る繰延税金資産	67,759		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		25
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	67,759		75

5.繰延ヘッジ損益

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	0		5

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
繰延ヘッジ損益の額	0	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「評価・換算差額等」として計上されているものを除いたもの	11

6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
特定取引資産	24,105	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	1,968,954		6-b
貸出金	9,449,101	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	37,275	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	15,437	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	186,401	金融派生商品を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
自己保有資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		16
その他Tier1相当額	—		37
Tier2相当額	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		17
その他Tier1相当額	—		38
Tier2相当額	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	4,779		
普通株式等Tier1相当額	—		18
その他Tier1相当額	—		39
Tier2相当額	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	4,779		72
その他金融機関等 (10%超出資)	95		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		23
その他Tier1相当額	—		40
Tier2相当額	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	95		73

■ 7.その他資本調達手段

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
借入金	1,617,567		7
社債	—		—
合計	1,617,567		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—		46

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（平成26年度中間期）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	325,509		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	107,867		2
うち、自己株式の額（△）	1,011		1c
うち、社外流出予定額（△）	—		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	552,362	6,207	
うち、危機対応準備金の額	150,000		3
うち、特別準備金の額	400,811		
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	—		5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	877,872		6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,816	7,265	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	1,816	7,265	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0	10
繰延ヘッジ損益の額	—	—	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
退職給付に係る資産の額	1,476	5,904	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1資本不足額	—		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,292		28
普通株式等Tier1資本			
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	874,579		29

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本に係る基礎項目		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	—	34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	33
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	—	36
その他Tier1資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
Tier2資本不足額	—	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	43
その他Tier1資本		
その他Tier1資本の額 (二)-(ホ)	—	44
Tier1資本		
Tier1資本の額 (イ)+(ハ)	874,579	45
Tier2資本に係る基礎項目		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	—	48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	39,534	47+49
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	36,500	47
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	3,034	49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	56,631	50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	56,631	50a
うち、適格引当金Tier2算入額	—	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	7,847	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	7,847	
Tier2資本に係る基礎項目の額 (ケ)	104,013	51

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2資本に係る調整項目		
自己保有Tier2資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	57
Tier2資本		
Tier2資本の額 (チ)−(リ)	104,013	58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト)+(ヌ))	978,593	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	13,171	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の無形固定資産の額	7,265	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	
うち、退職給付に係る資産の額	5,904	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	7,202,405	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ワ))	12.14%	61
連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	12.14%	62
連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	13.58%	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	4,836	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	44	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	73,384	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	56,631	76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	86,404	77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—	82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	39,674	84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	9,758	85

中間連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(平成26年度中間期)

(単位：百万円)

科目	公表中間連結貸借対照表	付表参照番号
(資産の部)		
現金預け金	877,715	
コールローン及び買入手形	4,279	
買入金銭債権	20,681	
特定取引資産	24,010	6-a
有価証券	2,042,193	2-b, 6-b
貸出金	9,481,447	6-c
外国為替	16,706	
その他資産	108,361	6-d
有形固定資産	43,656	
無形固定資産	13,985	2-a
退職給付に係る資産	11,434	3
繰延税金資産	64,428	4-a
支払承諾見返	95,155	
貸倒引当金	△249,723	
資産の部合計	12,554,332	
(負債の部)		
預金	4,962,653	
譲渡性預金	88,797	
債券	4,774,198	
特定取引負債	14,332	6-e
借入金(注)	1,510,453	8
外国為替	66	
その他負債	187,018	6-f
賞与引当金	4,538	
退職給付に係る負債	24,198	
役員退職慰労引当金	103	
睡眠債券払戻損失引当金	4,606	
環境対策引当金	206	
その他の引当金	71	
繰延税金負債	57	4-b
支払承諾	95,155	
負債の部合計	11,666,459	
(純資産の部)		
資本金	218,653	1-a
危機対応準備金	150,000	1-b
特別準備金	400,811	1-c
資本剰余金	0	1-d
利益剰余金	107,867	1-e
自己株式	△1,011	1-f
株主資本合計	876,320	
その他有価証券評価差額金	14,071	
繰延ヘッジ損益	—	5
退職給付に係る調整累計額	△6,311	
その他の包括利益累計額合計	7,759	1-g
少数株主持分(注)	3,793	7
純資産の部合計	887,873	
負債及び純資産の部合計	12,554,332	

※規制上の連結の範囲と会計上の連結の範囲は同一であります。

(注) 借入金には劣後借入金46,000百万円、少数株主持分には優先株式3,793百万円を、それぞれ含んでおり、これらについては、自己資本の構成の開示では、「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の構成に関する開示事項

中間連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明〈附表〉

【注記事項】

※「自己資本の構成に関する開示事項」の金額については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示事項（連結）」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本及びその他の包括利益累計額

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
資本金	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000		1-b
特別準備金	400,811		1-c
資本剰余金	0		1-d
利益剰余金	107,867		1-e
自己株式	△1,011		1-f
株主資本合計	876,320		
その他有価証券評価差額金	14,071		
繰延ヘッジ損益	—		
退職給付に係る調整累計額	△6,311		
その他の包括利益累計額合計	7,759		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
普通株式に係る株主資本の額	325,509	普通株式に係る株主資本（社外流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	107,867		2
うち、自己株式の額（△）	1,011		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—		
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	558,570		3
うち、危機対応準備金の額	150,000		
うち、特別準備金の額	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
無形固定資産	13,985		2-a
有価証券	2,042,193		2-b
うち、持分法適用会社に係るのれん相当額	—	持分法適用会社に係るのれん相当額	
上記に係る税効果	4,902		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 のれんに係るもの	—		8
無形固定資産 その他の無形固定資産	9,082	のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外 (ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライツ	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		24
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		74

■ 3.退職給付に係る資産

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
退職給付に係る資産	11,434		3

上記に係る税効果	4,053	
----------	-------	--

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
退職給付に係る資産の額	7,381		15

■ 4.繰延税金資産

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延税金資産	64,428		4-a
繰延税金負債	57		4-b

その他の無形固定資産の税効果勘案分	4,902	
退職給付に係る資産の税効果勘案分	4,053	

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	0		10
一時差異に係る繰延税金資産	73,384		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		25
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	73,384		75

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の構成に関する開示事項

5.繰延ヘッジ損益

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	—		5

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延ヘッジ損益の額	—	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「その他の包括利益累計額」として計上されているものを除いたもの	11

6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
特定取引資産	24,010	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	2,042,193		6-b
貸出金	9,481,447	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	108,361	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	14,332	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	187,018	金融派生商品等を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
自己保有資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		16
その他Tier1相当額	—		37
Tier2相当額	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		17
その他Tier1相当額	—		38
Tier2相当額	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	4,836		
普通株式等Tier1相当額	—		18
その他Tier1相当額	—		39
Tier2相当額	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	4,836		72
その他金融機関等 (10%超出資)	44		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		23
その他Tier1相当額	—		40
Tier2相当額	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	44		73

7.少数株主持分

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
少数株主持分	3,793		7

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分) 勘案後	5
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調 達手段の額	—	算入可能額(調整後少数株主持分) 勘案後	30-31ab-32
その他Tier1資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分) 勘案後	34-35
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段 の額	—	算入可能額(調整後少数株主持分) 勘案後	46
Tier2資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分) 勘案後	48-49

8.その他資本調達手段

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
借入金	1,510,453		8
合計	1,510,453		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—		46

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（平成25年度中間期）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	320,177		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	102,524		2
うち、自己株式の額（△）	1,001		1c
うち、社外流出予定額（△）	—		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	550,811	11,744	
うち、危機対応準備金の額	150,000		3
うち、特別準備金の額	400,811		
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	—		5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	870,988		6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	8,251	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	—	8,251	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	—	0	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	—	8,419	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1資本不足額	—		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		28
普通株式等Tier1資本			
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	870,988		29

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本に係る基礎項目		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	—	34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	33
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	—	36
その他Tier1資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
Tier2資本不足額	—	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	43
その他Tier1資本		
その他Tier1資本の額 (二)-(ホ)	—	44
Tier1資本		
Tier1資本の額 (イ)+(ハ)	870,988	45
Tier2資本に係る基礎項目		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	—	48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	44,613	47+49
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	41,199	47
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	3,413	49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	52,539	50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	52,539	50a
うち、適格引当金Tier2算入額	—	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	8,134	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	8,134	
Tier2資本に係る基礎項目の額 (ケ)	105,287	51

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2資本に係る調整項目		
自己保有Tier2資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	57
Tier2資本		
Tier2資本の額 (チ)−(リ)	105,287	58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル)	976,276	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	16,670	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の無形固定資産の額	8,251	
うち、前払年金費用の額	8,419	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	7,073,221	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))	12.31%	61
連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	12.31%	62
連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	13.80%	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	4,786	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	97	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	68,844	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	52,539	76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	84,780	77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—	82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	44,633	84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	4,879	85

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

中間連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(平成25年度中間期)

(単位：百万円)

科目	公表中間連結貸借対照表	付表参照番号
(資産の部)		
現金預け金	799,557	
コールローン及び買入手形	52,707	
買入金銭債権	22,269	
特定取引資産	24,105	6-a
有価証券	1,965,666	2-b, 6-b
貸出金	9,431,637	6-c
外国為替	15,413	
その他資産	115,673	3, 6-d
有形固定資産	42,823	
無形固定資産	13,166	2-a
繰延税金資産	59,305	4-a
支払承諾見返	83,271	
貸倒引当金	△230,029	
資産の部合計	12,395,571	
(負債の部)		
預金	4,534,104	
譲渡性預金	128,550	
債券	4,845,921	
コールマネー及び売渡手形	14,662	
特定取引負債	15,437	6-e
借入金(注)	1,667,167	8
外国為替	71	
その他負債	191,890	6-f
賞与引当金	4,515	
退職給付引当金	18,792	
役員退職慰労引当金	92	
睡眠債券払戻損失引当金	4,223	
環境対策引当金	222	
その他の引当金	64	
繰延税金負債	57	4-b
支払承諾	83,271	
負債の部合計	11,509,044	
(純資産の部)		
資本金	218,653	1-a
危機対応準備金	150,000	1-b
特別準備金	400,811	1-c
資本剰余金	0	1-d
利益剰余金	102,524	1-e
自己株式	△1,001	1-f
株主資本合計	870,988	
その他有価証券評価差額金	11,744	
繰延ヘッジ損益	0	5
その他の包括利益累計額合計	11,744	1-g
少数株主持分(注)	3,793	7
純資産の部合計	886,526	
負債及び純資産の部合計	12,395,571	

※規制上の連結の範囲と会計上の連結の範囲は同一であります。

(注) 借入金には劣後借入金46,000百万円、少数株主持分には優先株式3,793百万円を、それぞれ含んでおり、これらについては、自己資本の構成の開示では、「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の構成に関する開示事項

中間連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明〈付表〉

【注記事項】

※「自己資本の構成に関する開示事項」の金額については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示事項（連結）」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本及びその他の包括利益累計額

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
資本金	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000		1-b
特別準備金	400,811		1-c
資本剰余金	0		1-d
利益剰余金	102,524		1-e
自己株式	△1,001		1-f
株主資本合計	870,988		
その他有価証券評価差額金	11,744		
繰延ヘッジ損益	0		
その他の包括利益累計額合計	11,744		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
普通株式に係る株主資本の額	320,177	普通株式に係る株主資本（社外流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	102,524		2
うち、自己株式の額（△）	1,001		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—		
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	562,555		3
うち、危機対応準備金の額	150,000		
うち、特別準備金の額	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
無形固定資産	13,166		2-a
有価証券	1,965,666		2-b
うち、持分法適用会社に係るのれん相当額	—	持分法適用会社に係るのれん相当額	
上記に係る税効果	4,915		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 のれんに係るもの	—		8
無形固定資産 その他の無形固定資産	8,251	のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外 (ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライツ	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		24
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		74

3. 前払年金費用

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
その他資産	115,673		3
うち、前払年金費用	13,043		
上記に係る税効果	4,623		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
前払年金費用の額	8,419		15

4. 繰延税金資産

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延税金資産	59,305		4-a
繰延税金負債	57		4-b
その他の無形固定資産の税効果勘案分	4,915		
前払年金費用の税効果勘案分	4,623		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—		10
一時差異に係る繰延税金資産	68,844		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		25
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	68,844		75

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢに基づく開示)▼自己資本の構成に関する開示事項

5.繰延ヘッジ損益

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	0		5

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延ヘッジ損益の額	0	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「その他の包括利益累計額」として計上されているものを除いたもの	11

6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
特定取引資産	24,105	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	1,965,666		6-b
貸出金	9,431,637	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	115,673	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	15,437	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	191,890	金融派生商品等を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
自己保有資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		16
その他Tier1相当額	—		37
Tier2相当額	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		17
その他Tier1相当額	—		38
Tier2相当額	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	4,786		
普通株式等Tier1相当額	—		18
その他Tier1相当額	—		39
Tier2相当額	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	4,786		72
その他金融機関等 (10%超出資)	97		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		23
その他Tier1相当額	—		40
Tier2相当額	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	97		73

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の構成に関する開示事項

7.少数株主持分

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
少数株主持分	3,793		7

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	5
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	30-31ab-32
その他Tier1資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	34-35
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	46
Tier2資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	48-49

8.その他資本調達手段

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
借入金	1,667,167		8
社債	—		—
合計	1,667,167		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—		46

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

インターネット上の商工中金のウェブサイト (<http://www.shokochukin.co.jp/about/report/shihonhiritsu/index.html>) に掲載しています。

》》 定性的開示事項

》》 1. 連結の範囲に関する事項

- 株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号。以下「自己資本比率告示」という。）第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因相違点はありません。

- 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は7社です。

名 称	主要な業務の内容
八重洲商工株式会社	事務代行業務
株式会社商工中金情報システム	ソフトウェアの開発、計算受託業務
商工サービス株式会社	福利厚生業務
八重洲興産株式会社	不動産管理業務
株式会社商工中金経済研究所	情報サービス、コンサルティング業務
商工中金リース株式会社	リース業務
商工中金カード株式会社	クレジットカード業務

- 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、中間貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、中間貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

- 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社7社全てにおいて、債務超過会社はなく自己資本は充実しています。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っていません。

》》 2. 中間（連結）貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

（単体） p.65～69、p.73～77に記載しています。

（連結） p.81～85、p.89～93に記載しています。

》》 定量的開示事項

》》 1. その他金融機関等であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

》》 2. 自己資本の充実度に関する事項

■ 信用リスクに対する所要自己資本の額

〈単体〉

資産 (オン・バランス) 項目

(単位: 百万円)

項目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成25年度中間期	平成26年度中間期
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	349	313
10. 地方三公社向け	20	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	2,345	2,531
12. 法人等向け	20~100	440,176	446,469
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	38,086	41,048
14. 抵当権付住宅ローン	35	—	—
15. 不動産取得等事業向け	100	10,254	10,094
16. 3ヵ月以上延滞等	50~150	3,189	2,005
17. 取立未済手形	20	0	0
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	792	977
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	1	1
20. 出資等	100~1,250	2,998	3,291
21. 上記以外	100~250	19,223	18,493
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	20~1,250	—	—
23. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	20~1,250	846	695
24. 複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンド) のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額	—	—	1,305
合計	—	518,264	527,226

〈単体〉

オフ・バランス取引等項目

(単位：百万円)

項目	掛目 (%)	所要自己資本の額	
		平成25年度中間期	平成26年度中間期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	361	464
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	93	101
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,372	1,431
5. NIF又はRUF	50	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	1,007	1,212
7. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	5,191	5,925
8. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	—	—	—
9. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
10. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
11. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	6,544	6,447
12. 未決済取引	—	—	—
13. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
14. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合計	—	14,570	15,582

CVAリスク相当額

(単位：百万円)

	所要自己資本額	
	平成25年度中間期	平成26年度中間期
CVAリスク相当額	4,899	4,714

中央清算機関関連

(単位：百万円)

	所要自己資本額	
	平成25年度中間期	平成26年度中間期
適格中央清算機関	—	0
適格中央清算機関以外の中央清算機関	—	—

〈連結〉

資産 (オン・バランス) 項目

(単位: 百万円)

項目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成25年度中間期	平成26年度中間期
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	349	313
10. 地方三公社向け	20	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	2,346	2,532
12. 法人等向け	20~100	444,683	451,574
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	38,288	41,275
14. 抵当権付住宅ローン	35	—	—
15. 不動産取得等事業向け	100	10,254	10,094
16. 3ヵ月以上延滞等	50~150	3,211	2,012
17. 取立未済手形	20	0	0
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	792	977
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	1	1
20. 出資等	100~1,250	2,735	3,025
21. 上記以外	100~250	19,608	19,132
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	20~1,250	—	—
23. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	20~1,250	846	695
24. 複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンド) のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額	—	—	1,053
合計	—	523,117	532,690

〈連結〉

オフ・バランス取引等項目

(単位: 百万円)

項目	掛目 (%)	所要自己資本の額	
		平成25年度中間期	平成26年度中間期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能な コミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	361	464
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	93	101
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,372	1,431
5. NIF又はRUF	50	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	1,007	1,212
7. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	5,197	5,930
8. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	—	—	—
9. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
10. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の 提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件 付購入	100	—	—
11. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	6,544	6,447
12. 未決済取引	—	—	—
13. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適 格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
14. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合計	—	14,576	15,587

自己資本の充実の状況 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 定量的開示事項

CVAリスク相当額

(単位：百万円)

	所要自己資本額	
	平成25年度中間期	平成26年度中間期
CVAリスク相当額	4,899	4,714

中央清算機関関連

(単位：百万円)

	所要自己資本額	
	平成25年度中間期	平成26年度中間期
適格中央清算機関	—	0
適格中央清算機関以外の中央清算機関	—	—

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる手法ごとの額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	22,829	22,748
うち基礎的手法	22,829	22,748
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	23,263	23,201
うち基礎的手法	23,263	23,201
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

総所要自己資本額

〈単体〉

(単位：百万円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
普通株式等Tier1資本の額 (イ)ー(ロ)	866,022	869,168
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	866,022	873,247
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	4,079
その他Tier1資本の額 (ニ)ー(ホ)	—	—
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	—
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—
Tier1資本の額 ((イ)+(ニ))	866,022	869,168
Tier2資本の額 ((チ)ー(リ))	101,266	100,416
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	101,266	100,416
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—
総自己資本の額 ((ト)+(ヌ))	967,289	969,584
信用リスク・アセットの額	6,721,687	6,844,039
資産 (オン・バランス) 項目	6,478,304	6,590,334
オフ・バランス取引等項目	182,133	194,779
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	61,248	58,925
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	0
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	285,369	284,351
リスク・アセットの額の合計額	7,007,056	7,128,391
普通株式等Tier1比率 ((イ)/(ヲ))	12.35%	12.19%
Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	12.35%	12.19%
総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	13.80%	13.60%
総所要自己資本額 ((ヲ)×8%)	560,564	570,271

■ 商工中金の自己資本比率について

- 自己資本比率は、平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に基づいて算出しています。また、信用リスク・アセットの額は標準的手法、CVAリスク相当額は標準的リスク測定方式、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は簡便的手法、オペレーショナル・リスク相当額は基礎的手法に基づき算出しています。
- 商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法において、中小企業等に対する金融円滑化が目的と定められており、その特殊性により銀行法等に定めている早期是正措置の対象となっておりません。

〈連結〉

(単位：百万円、%)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
普通株式等Tier1資本の額 (イ)ー(ロ)	870,988	874,579
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	870,988	877,872
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	3,292
その他Tier1資本の額 (ニ)ー(ホ)	—	—
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	—
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—
Tier1資本の額 ((イ)+(ニ))	870,988	874,579
Tier2資本の額 (チ)ー(リ)	105,287	104,013
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	105,287	104,013
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—
総自己資本の額 ((ト)+(ヌ))	976,276	978,593
信用リスク・アセットの額	6,782,425	6,912,391
資産 (オン・バランス) 項目	6,538,971	6,658,625
オフ・バランス取引等項目	182,205	194,840
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	61,248	58,925
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	0
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	290,796	290,014
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	7,073,221	7,202,405
連結普通株式等Tier1比率 ((イ)/(ヲ))	12.31%	12.14%
連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	12.31%	12.14%
連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	13.80%	13.58%
総所要自己資本額 (ヲ)×8%	565,857	576,192

■ 商工中金グループの連結自己資本比率について

- 連結自己資本比率は、平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に基づいて算出しています。また、信用リスク・アセットの額は標準的手法、CVAリスク相当額は標準的リスク測定方式、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は簡便的手法、オペレーショナル・リスク相当額は基礎的手法に基づき算出しています。
- 商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法において、中小企業等に対する金融円滑化が目的と定められており、その特殊性により銀行法等に定めている早期是正措置の対象となっておりません。

3. 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高

〈単体〉

地域別・業種別・残存期間別のエクスポージャーの中間期末残高（平成26年度中間期）

（単位：百万円）

		貸出金等	債券	派生商品取引	合計
地域別	国内合計	10,527,982	1,999,462	131,949	12,659,394
	国外合計	70,666	1,097	—	71,763
	地域別合計	10,598,649	2,000,559	131,949	12,731,158
業種別	製造業	3,172,095	73,542	19,972	3,265,610
	農業、林業	22,898	690	205	23,795
	漁業	3,663	—	0	3,663
	鉱業、採石業、砂利採取業	13,474	126	9	13,609
	建設業	261,890	4,225	327	266,443
	電気・ガス・熱供給・水道業	41,846	299	145	42,292
	情報通信業、運輸業、郵便業	1,281,200	31,273	5,290	1,317,763
	卸売業、小売業	3,023,741	67,662	37,442	3,128,847
	金融業、保険業	920,710	2,990	63,065	986,765
	不動産業、物品賃貸業	692,218	7,182	2,604	702,006
	各種サービス業	946,381	14,945	2,884	964,212
	国・地方公共団体	23,841	1,740,878	—	1,764,719
	その他	194,686	56,742	—	251,428
	業種別合計	10,598,649	2,000,559	131,949	12,731,158
残存期間別	1年以下	2,526,419	244,618	3,950	2,774,989
	1年超3年以下	1,792,704	669,749	23,042	2,485,496
	3年超5年以下	3,038,344	512,815	22,838	3,573,997
	5年超7年以下	1,096,611	246,050	22,348	1,365,010
	7年超10年以下	526,666	321,077	38,231	885,976
	10年超	547,469	6,248	21,537	575,254
	期間の定めなし等	1,070,433	—	—	1,070,433
残存期間別合計	10,598,649	2,000,559	131,949	12,731,158	

（注）1. 「中間期末残高」は、派生商品取引のうちネットティング契約先はネットティング後のカレントエクスポージャーの金額（ネット後EAD）、その他は信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。

2. 証券化エクスポージャーは除いています。

3. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。

4. 「地域別」について、派生商品の国外分については国内分と合算でネットティングを行っており、ネットティング後の額を国内に計上しています。

〈単体〉

地域別・業種別・残存期間別のエクスポージャーの中間期末残高（平成25年度中間期）

（単位：百万円）

		貸出金等	債券	派生商品取引	合計
地域別	国内合計	10,429,956	1,936,780	147,538	12,514,274
	国外合計	44,944	979	—	45,924
	地域別合計	10,474,900	1,937,760	147,538	12,560,199
業種別	製造業	3,196,893	75,470	19,716	3,292,080
	農業、林業	21,295	305	128	21,729
	漁業	4,279	—	1	4,280
	鉱業、採石業、砂利採取業	14,081	40	13	14,135
	建設業	246,025	3,679	409	250,114
	電気・ガス・熱供給・水道業	30,974	99	112	31,186
	情報通信業、運輸業、郵便業	1,251,543	30,756	5,635	1,287,935
	卸売業、小売業	2,974,721	63,367	36,333	3,074,422
	金融業、保険業	899,271	5,427	80,162	984,861
	不動産業、物品賃貸業	691,325	5,984	2,263	699,574
	各種サービス業	947,147	15,012	2,761	964,921
	国・地方公共団体	9,541	1,682,500	—	1,692,041
	その他	187,799	55,116	—	242,915
	業種別合計	10,474,900	1,937,760	147,538	12,560,199
残存期間別	1年以下	2,752,934	424,186	3,117	3,180,239
	1年超3年以下	1,821,886	605,805	28,833	2,456,525
	3年超5年以下	2,878,569	462,569	22,315	3,363,454
	5年超7年以下	1,041,566	257,053	18,538	1,317,158
	7年超10年以下	537,732	187,111	37,475	762,319
	10年超	521,820	1,033	37,258	560,111
	期間の定めなし等	920,390	—	—	920,390
残存期間別合計	10,474,900	1,937,760	147,538	12,560,199	

（注）1. 「中間期末残高」は、派生商品取引のうちネットティング契約先はネットティング後のカレントエクスポージャーの金額（ネット後EAD）、その他は信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。

2. 証券化エクスポージャーは除いています。

3. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。

4. 「地域別」について、派生商品の国外分については国内分と合算でネットティングを行っており、ネットティング後の額を国内に計上しています。

〈連結〉

地域別・業種別・残存期間別のエクスポージャーの中間期末残高（平成26年度中間期）

（単位：百万円）

		貸出金等	債券	派生商品取引	合計
地域別	国内合計	10,507,323	1,999,462	131,949	12,638,735
	国外合計	70,666	1,097	—	71,763
	連結子会社	86,477	—	—	86,477
	地域別合計	10,664,466	2,000,559	131,949	12,796,976
業種別	製造業	3,172,095	73,542	19,972	3,265,610
	農業、林業	22,898	690	205	23,795
	漁業	3,663	—	0	3,663
	鉱業、採石業、砂利採取業	13,474	126	9	13,609
	建設業	261,890	4,225	327	266,443
	電気・ガス・熱供給・水道業	41,846	299	145	42,292
	情報通信業、運輸業、郵便業	1,280,926	31,273	5,290	1,317,490
	卸売業、小売業	3,021,981	67,662	37,442	3,127,086
	金融業、保険業	920,144	2,990	63,065	986,199
	不動産業、物品賃貸業	676,230	7,182	2,604	686,018
	各種サービス業	946,276	14,945	2,884	964,106
	国・地方公共団体	23,841	1,740,878	—	1,764,719
	その他	192,719	56,742	—	249,462
	連結子会社	86,477	—	—	86,477
業種別合計	10,664,466	2,000,559	131,949	12,796,976	
残存期間別	1年以下	2,511,663	244,618	3,950	2,760,233
	1年超3年以下	1,792,704	669,749	23,042	2,485,496
	3年超5年以下	3,038,254	512,815	22,838	3,573,907
	5年超7年以下	1,096,611	246,050	22,348	1,365,010
	7年超10年以下	526,666	321,077	38,231	885,976
	10年超	547,413	6,248	21,537	575,198
	期間の定めなし等	1,064,676	—	—	1,064,676
	連結子会社	86,477	—	—	86,477
	残存期間別合計	10,664,466	2,000,559	131,949	12,796,976

（注）1. 「中間期末残高」は、派生商品取引のうちネットティング契約先はネットティング後のカレントエクスポージャーの金額（ネット後EAD）、その他は信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。

2. 証券化エクスポージャーは除いています。

3. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。

4. 連結子会社による取引分は「連結子会社」にまとめて計上しています。

5. 「地域別」について、派生商品の国外分については国内分と合算でネットティングを行っており、ネットティング後の額を国内に計上しています。

〈連結〉

地域別・業種別・残存期間別のエクスポージャーの中間期末残高（平成25年度中間期）

（単位：百万円）

		貸出金等	債券	派生商品取引	合計
地域別	国内合計	10,408,114	1,936,780	147,538	12,492,433
	国外合計	44,944	979	—	45,924
	連結子会社	81,360	—	—	81,360
	地域別合計	10,534,419	1,937,760	147,538	12,619,717
業種別	製造業	3,196,893	75,470	19,716	3,292,080
	農業、林業	21,295	305	128	21,729
	漁業	4,279	—	1	4,280
	鉱業、採石業、砂利採取業	14,081	40	13	14,135
	建設業	246,025	3,679	409	250,114
	電気・ガス・熱供給・水道業	30,974	99	112	31,186
	情報通信業、運輸業、郵便業	1,251,270	30,756	5,635	1,287,662
	卸売業、小売業	2,972,960	63,367	36,333	3,072,661
	金融業、保険業	898,694	5,427	80,162	984,284
	不動産業、物品賃貸業	672,292	5,984	2,263	680,540
	各種サービス業	947,042	15,012	2,761	964,816
	国・地方公共団体	9,541	1,682,500	—	1,692,041
	その他	187,706	55,116	—	242,822
	連結子会社	81,360	—	—	81,360
業種別合計	10,534,419	1,937,760	147,538	12,619,717	
残存期間別	1年以下	2,735,167	424,186	3,117	3,162,471
	1年超3年以下	1,821,886	605,805	28,833	2,456,525
	3年超5年以下	2,878,569	462,569	22,315	3,363,454
	5年超7年以下	1,041,454	257,053	18,538	1,317,046
	7年超10年以下	537,732	187,111	37,475	762,319
	10年超	521,759	1,033	37,258	560,050
	期間の定めなし等	916,489	—	—	916,489
	連結子会社	81,360	—	—	81,360
	残存期間別合計	10,534,419	1,937,760	147,538	12,619,717

（注）1. 「中間期末残高」は、派生商品取引のうちネットティング契約先はネットティング後のカレントエクスポージャーの金額（ネット後EAD）、その他は信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。

2. 証券化エクスポージャーは除いています。

3. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。

4. 連結子会社による取引分は「連結子会社」にまとめて計上しています。

5. 「地域別」について、派生商品の国外分については国内分と合算でネットティングを行っており、ネットティング後の額を国内に計上しています。

■ 3ヵ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

〈単体〉

3ヵ月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別中間期末残高

(単位：百万円)

		平成25年度中間期	平成26年度中間期
	国内合計	143,753	129,111
	国外合計	—	—
地域別合計		143,753	129,111
業種別合計	製造業	51,583	52,783
	農業、林業	142	97
	漁業	24	24
	鉱業、採石業、砂利採取業	677	677
	建設業	7,348	5,396
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	情報通信業、運輸業、郵便業	9,686	7,708
	卸売業、小売業	40,659	36,185
	金融業、保険業	249	472
	不動産業、物品賃貸業	9,908	6,904
	各種サービス業	23,322	18,721
	国・地方公共団体	—	—
	その他	151	138
	業種別合計		143,753

(注) 1. 「中間期末残高」は、信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
2. 証券化エクスポージャーは除いています。

〈連結〉

3ヵ月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別中間期末残高

(単位：百万円)

		平成25年度中間期	平成26年度中間期
	国内合計	143,753	129,111
	国外合計	—	—
	連結子会社	857	446
地域別合計		144,611	129,558
業種別合計	製造業	51,583	52,783
	農業、林業	142	97
	漁業	24	24
	鉱業、採石業、砂利採取業	677	677
	建設業	7,348	5,396
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	情報通信業、運輸業、郵便業	9,686	7,708
	卸売業、小売業	40,659	36,185
	金融業、保険業	249	472
	不動産業、物品賃貸業	9,908	6,904
	各種サービス業	23,322	18,721
	国・地方公共団体	—	—
	その他	151	138
		連結子会社	857
業種別合計		144,611	129,558

(注) 1. 「中間期末残高」は、信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
2. 連結子会社による取引分は「連結子会社」にまとめて計上しています。
3. 証券化エクスポージャーは除いています。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中の増減額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	53,550	△1,585	51,965	61,475	△5,388	56,087
個別貸倒引当金	172,371	4,662	177,033	173,100	19,490	192,591
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	225,921	3,077	228,998	234,575	14,102	248,678

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	54,107	△1,567	52,539	62,124	△5,493	56,631
個別貸倒引当金	172,626	4,864	177,490	173,981	19,110	193,092
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	226,733	3,296	230,029	236,106	13,617	249,723

個別貸倒引当金の地域別・業種別内訳

〈単体〉

(単位：百万円)

平成26年度中間期		期首残高	期中増減額	中間期末残高
地域別合計	国内計	173,100	19,490	192,591
	国外計	—	—	—
	地域別合計	173,100	19,490	192,591
業種別合計	製造業	64,442	6,529	70,972
	農業、林業	474	45	519
	漁業	18	△0	17
	鉱業、採石業、砂利採取業	448	0	448
	建設業	4,255	△26	4,229
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,477	△155	3,321
	情報通信業、運輸業、郵便業	14,419	1,869	16,289
	卸売業、小売業	43,562	4,864	48,427
	金融業、保険業	2,280	736	3,017
	不動産業、物品賃貸業	9,240	2,027	11,267
	各種サービス業	30,407	3,581	33,988
	国・地方公共団体	—	—	—
	その他	73	16	90
業種別合計	173,100	19,490	192,591	

(単位：百万円)

平成25年度中間期		期首残高	期中増減額	中間期末残高
地域別合計	国内計	172,371	4,662	177,033
	国外計	—	—	—
	地域別合計	172,371	4,662	177,033
業種別合計	製造業	62,233	△201	62,031
	農業、林業	5	60	65
	漁業	18	△0	18
	鉱業、採石業、砂利採取業	449	△0	448
	建設業	4,788	45	4,833
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,572	△871	3,701
	情報通信業、運輸業、郵便業	13,254	1,554	14,809
	卸売業、小売業	43,140	397	43,537
	金融業、保険業	2,902	△185	2,717
	不動産業、物品賃貸業	10,803	1,595	12,399
	各種サービス業	30,132	2,261	32,393
	国・地方公共団体	—	—	—
	その他	70	5	76
業種別合計	172,371	4,662	177,033	

自己資本の充実の状況（バーゼルⅢに基づく開示）▼ 定量的開示事項

〈連結〉

(単位：百万円)

平成26年度中間期		期首残高	期中増減額	中間期末残高
地域別合計	国内計	173,100	19,490	192,591
	国外計	—	—	—
	連結子会社	880	△379	500
地域別合計		173,981	19,110	193,092
業種別合計	製造業	64,442	6,529	70,972
	農業、林業	474	45	519
	漁業	18	△0	17
	鉱業、採石業、砂利採取業	448	0	448
	建設業	4,255	△26	4,229
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,477	△155	3,321
	情報通信業、運輸業、郵便業	14,419	1,869	16,289
	卸売業、小売業	43,562	4,864	48,427
	金融業、保険業	2,280	736	3,017
	不動産業、物品賃貸業	9,240	2,027	11,267
	各種サービス業	30,407	3,581	33,988
	国・地方公共団体	—	—	—
	その他	73	16	90
	連結子会社	880	△379	500
業種別合計		173,981	19,110	193,092

(注) 連結子会社にかかる分は、「連結子会社」にまとめて計上をしています。

(単位：百万円)

平成25年度中間期		期首残高	期中増減額	中間期末残高
地域別合計	国内計	172,371	4,662	177,033
	国外計	—	—	—
	連結子会社	255	201	456
地域別合計		172,626	4,864	177,490
業種別合計	製造業	62,233	△201	62,031
	農業、林業	5	60	65
	漁業	18	△0	18
	鉱業、採石業、砂利採取業	449	△0	448
	建設業	4,788	45	4,833
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,572	△871	3,701
	情報通信業、運輸業、郵便業	13,254	1,554	14,809
	卸売業、小売業	43,140	397	43,537
	金融業、保険業	2,902	△185	2,717
	不動産業、物品賃貸業	10,803	1,595	12,399
	各種サービス業	30,132	2,261	32,393
	国・地方公共団体	—	—	—
	その他	70	5	76
	連結子会社	255	201	456
業種別合計		172,626	4,864	177,490

(注) 連結子会社にかかる分は、「連結子会社」にまとめて計上をしています。

業種別の貸出金償却の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
製造業	—	2
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業、運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	12	0
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	12	2

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
製造業	—	2
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業、運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	12	0
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—
その他	—	—
連結子会社	1	1
合計	13	3

(注) 連結子会社につきましては、業種別に区分していません。

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果を勘案した後の残高ならびに1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〈単体〉

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	平成25年度中間期		平成26年度中間期	
	外部格付あり ^{※1}	外部格付なし ^{※1,2}	外部格付あり ^{※1}	外部格付なし ^{※1,2}
0%	—	2,517,063	—	2,577,905
10%	2,414	3,058,251	2,924	3,005,686
20%	3,315	223,343	13,288	217,970
50%	53,310	9,308	52,908	8,492
75%	—	577,661	—	625,272
100%	83,756	5,559,310	89,599	5,650,777
150%	—	14,153	—	7,778
250%	—	67,854	—	71,055
1,250%	—	—	—	—
合計	142,797	12,026,947	158,721	12,164,940

※1. 外部格付の有無は原債務者についての有無で区分しています。

※2. 原債務者の保有する外部格付によらずに区分するエクスポージャー（日本国政府、日本銀行、地方公共団体、適格国際開発銀行、政府関係機関、金融機関、証券会社、中小企業、事業用不動産）は、「外部格付なし」に区分しています。

※3. 証券化エクスポージャーは除いています。

〈連結〉

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	平成25年度中間期		平成26年度中間期	
	外部格付あり ^{※1}	外部格付なし ^{※1,2}	外部格付あり ^{※1}	外部格付なし ^{※1,2}
0%	—	2,517,065	—	2,577,907
10%	2,414	3,058,251	2,924	3,005,686
20%	3,315	223,394	13,288	218,025
50%	53,310	9,309	52,908	8,493
75%	—	581,028	—	629,067
100%	83,756	5,614,577	89,599	5,710,257
150%	—	14,298	—	7,832
250%	—	68,942	—	73,429
1,250%	—	—	—	—
合計	142,797	12,086,867	158,721	12,230,698

※1. 外部格付の有無は原債務者についての有無で区分しています。

※2. 原債務者の保有する外部格付によらずに区分するエクスポージャー（日本国政府、日本銀行、地方公共団体、適格国際開発銀行、政府関係機関、金融機関、証券会社、中小企業、事業用不動産）は、「外部格付なし」に区分しています。

※3. 証券化エクスポージャーは除いています。

≫ 4. 信用リスク削減手法に関する事項

〈単体〉

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

		平成25年度中間期	平成26年度中間期
適格金融資産担保合計	現金および当金庫預金（当金庫債券を含む）	118,142	113,821
	金	—	—
	適格債券	11,476	9,345
	適格株式	15,840	16,056
	適格投資信託等	—	—
適格金融資産担保合計		145,459	139,223
適格保証等合計	適格保証	3,135,296	3,074,970
	適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証等合計		3,135,296	3,074,970

〈連結〉

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

		平成25年度中間期	平成26年度中間期
適格金融資産担保合計	現金および当金庫預金（当金庫債券を含む）	118,142	113,821
	金	—	—
	適格債券	11,476	9,345
	適格株式	15,840	16,056
	適格投資信託等	—	—
適格金融資産担保合計		145,459	139,223
適格保証等合計	適格保証	3,135,296	3,074,970
	適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証等合計		3,135,296	3,074,970

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■ 与信相当額の算出に用いる方式

単体・連結とも、与信相当額はカレントエクスポージャー方式を用いて算出しています。

■ グロス再構築コストの額の合計額

〈単体〉		(単位：百万円)
平成25年度中間期	平成26年度中間期	
65,823	71,679	

〈連結〉		(単位：百万円)
平成25年度中間期	平成26年度中間期	
65,823	71,679	

■ 取引の区分ごとの与信相当額

〈単体〉			(単位：百万円)
	平成25年度中間期	平成26年度中間期	
ネットィングならびに担保を勘案する前の与信相当額	218,960	217,442	
外国為替関連取引および金関連取引	110,463	106,965	
金利関連取引	108,496	110,476	
株式関連取引	—	—	
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—	
その他のコモディティー関連取引	—	—	
クレジット・デリバティブ	—	—	
ネットィング契約による削減効果	△59,742	△76,144	
ネットィング効果勘案後で担保を勘案する前の与信相当額	159,217	141,297	
担保による削減効果	△11,476	△9,332	
現金担保	—	△847	
有価証券担保	△11,476	△8,484	
担保を勘案した後の与信相当額	147,740	131,965	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いています。

〈連結〉			(単位：百万円)
	平成25年度中間期	平成26年度中間期	
ネットィングならびに担保を勘案する前の与信相当額	218,960	217,442	
外国為替関連取引および金関連取引	110,463	106,965	
金利関連取引	108,496	110,476	
株式関連取引	—	—	
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—	
その他のコモディティー関連取引	—	—	
クレジット・デリバティブ	—	—	
ネットィング契約による削減効果	△59,742	△76,144	
ネットィング効果勘案後で担保を勘案する前の与信相当額	159,217	141,297	
担保による削減効果	△11,476	△9,332	
現金担保	—	△847	
有価証券担保	△11,476	△8,484	
担保を勘案した後の与信相当額	147,740	131,965	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いています。

■ 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額

単体・連結とも、該当ありません。

■ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

単体・連結とも、該当ありません。

≫ 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ 商工中金および連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

単体・連結とも、該当ありません。

■ 商工中金および連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

〈単体〉

(単位：百万円)

原資産の種類	平成25年度中間期	平成26年度中間期
売掛債権	10,601	8,682
リース債権	—	—
貸付債権	—	—
合計	10,601	8,682

(注) 1. 再証券化エクスポージャーはありません。
2. オフバランス取引はありません。

〈連結〉

(単位：百万円)

原資産の種類	平成25年度中間期	平成26年度中間期
売掛債権	10,601	8,682
リース債権	—	—
貸付債権	—	—
合計	10,601	8,682

(注) 1. 再証券化エクスポージャーはありません。
2. オフバランス取引はありません。

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額
(単体)

(単位：百万円)

	平成25年度中間期		平成26年度中間期	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
0%	—	—	—	—
20%	120	1	—	—
50%	—	—	—	—
100%	10,481	838	8,682	695
350%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	10,601	840	8,682	695

※1. 再証券化エクスポージャーはありません。

※2. オフバランス取引はありません。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期		平成26年度中間期	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
0%	—	—	—	—
20%	120	1	—	—
50%	—	—	—	—
100%	10,481	838	8,682	695
350%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	10,601	840	8,682	695

※1. 再証券化エクスポージャーはありません。

※2. オフバランス取引はありません。

その他開示事項

(自己資本比率告示第230条第1項の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

単体・連結とも、該当ありません。

(保有する再証券化エクスポージャー)

単体・連結とも、該当ありません。

(自己資本比率告示附則第5条の適用により算出される信用リスク・アセット)

単体・連結とも、該当ありません。

■ 商工中金および連結グループがオリジネーターまたは投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

単体・連結とも、自己資本比率の算出においてマーケット・リスク相当額は算入していません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャー（特定取引に係るものを除く）に関する事項

■ 中間貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期		平成26年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等エクスポージャーの 中間貸借対照表計上額	25,192		28,295	
上記に該当しない出資等エクスポージャーの 中間貸借対照表計上額	12,146		12,886	
合計	37,339	37,339	41,181	41,181

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期		平成26年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等エクスポージャーの 中間連結貸借対照表計上額	25,303		28,382	
上記に該当しない出資等エクスポージャーの 中間連結貸借対照表計上額	8,748		9,486	
合計	34,051	34,051	37,869	37,869

■ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
売却損益額	1	78
償却額	141	33

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
売却損益額	1	78
償却額	141	33

■ 中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額

〈単体〉

(単位：百万円)

平成25年度中間期	平成26年度中間期
10,788	13,433

〈連結〉

(単位：百万円)

平成25年度中間期	平成26年度中間期
10,863	13,485

■ 中間貸借対照表および中間損益計算書で認識されない評価損益の額

単体・連結とも、該当ありません。

≫ 8. 金利リスク（特定取引に係るものを除く）に関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
円貨	9,596	2,763
外貨	8	3
合計	9,605	2,766

(注) 計測手法としては、VaR（保有期間：銀行勘定1カ月、特定取引勘定10日間、信頼区間99%）を用いています。
 なお、商工中金は、自己資本比率の算出においてマーケット・リスク相当額を算入していないため、上表においては、特定取引勘定における金利リスクを加えています。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
円貨	9,596	2,763
外貨	8	3
合計	9,605	2,766

(注) 計測手法としては、VaR（保有期間：銀行勘定1カ月、特定取引勘定10日間、信頼区間99%）を用いています。
 連結子会社の対象資産等は僅少であることから、商工中金単体の計数を掲載しています。
 なお、商工中金は、自己資本比率の算出においてマーケット・リスク相当額を算入していないため、上表においては、特定取引勘定における金利リスクを加えています。

(平成27年1月31日現在)

■本店	〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17	03-3272-6111
北海道		
●札幌	〒060-0042 札幌市中央区大通西4-1	011-241-7231
●函館	〒040-0063 函館市若松町3-6	0138-23-5621
●帯広	〒080-0013 帯広市西三条南6-20-1	0155-23-3185
▲釧路	〒085-0847 釧路市大町1-1-1	0154-42-0671
●旭川	〒070-0035 旭川市五条通9-1703-81	0166-26-2181
東北		
●青森	〒030-0861 青森市長島2-1-7	017-734-5411
●八戸	〒031-0086 八戸市大字八日町40-2	0178-45-8811
●盛岡	〒020-0021 盛岡市中央通3-4-6	019-622-4185
●仙台	〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-30	022-225-7411
●秋田	〒010-0001 秋田市中通2-4-19	018-833-8531
●山形	〒990-0038 山形市幸町2-1	023-632-2111
●酒田	〒998-0044 酒田市中町2-6-22	0234-24-3922
●福島	〒960-8031 福島市栄町8-1	024-522-2171
▲会津若松	〒965-0816 会津若松市南千石町6-5	0242-26-2617
関東甲信越		
●水戸	〒310-0021 水戸市南町3-5-7	029-225-5151
●宇都宮	〒320-0861 宇都宮市西1-1-15	028-633-8191
●足利	〒326-0814 足利市通2-2751	0284-21-7131
●前橋	〒371-0026 前橋市大手町2-6-17	027-224-8151
●さいたま	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町4-25-13	048-822-5151
●熊谷	〒360-0042 熊谷市本町2-95	048-525-3751
●千葉	〒260-0028 千葉市中央区新町3-13	043-248-2345
●松戸	〒271-0092 松戸市松戸1846-2	047-365-4111
●八王子	〒192-0081 東京都八王子市横山町2-5	042-646-3131
●上野	〒110-0005 東京都台東区上野1-10-12	03-3834-0111
●大森	〒143-0016 東京都大田区大森北1-1-10	03-3763-1251
■京浜島	〒143-0003 東京都大田区京浜島2-10-2	03-3799-0331
●押上	〒130-0002 東京都墨田区業平3-10-8	03-3624-1161
■浦安	〒279-0025 浦安市鉄鋼通り2-1-6	047-355-8011
●新宿	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-22-2	03-3340-1551
●深川	〒135-0042 東京都江東区木場5-11-17	03-3642-7131
●東京	〒105-0012 東京都港区芝大門2-12-18	03-3437-1231
●池袋	〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-21-10	03-3988-6311
●渋谷	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-17-5	03-3486-6511
●神田	〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12	03-3254-6811
●新木場	〒136-0082 東京都江東区新木場1-18-6	03-5569-1711
●横浜	〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40	045-201-3952
●川崎	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町26-4	044-244-1101
●横浜西口	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-1	045-314-3211
▲相模原	〒252-0231 相模原市中央区相模原4-3-14	042-786-6230
●新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通四番町816-10	025-228-2181
●長岡	〒940-0061 長岡市城内町1-2-10	0258-35-2121
●甲府	〒400-0032 甲府市中央1-6-16	055-233-1161
●長野	〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11	026-234-0145
●諏訪	〒392-0026 諏訪市大手1-14-6	0266-52-6600
●松本	〒390-0811 松本市中央2-1-27	0263-35-6211
東海		
●岐阜	〒500-8828 岐阜市若宮町9-16	058-263-9191
▲高山	〒506-0025 高山市天満町5-1	0577-32-3353
●静岡	〒420-0853 静岡市葵区追手町6-3	054-254-4131
●浜松	〒430-0917 浜松市中区常盤町133-1	053-454-1521
●沼津	〒410-0046 沼津市米山町6-5 <small>(※平成26年7月14日に上記住所に移転しました)</small>	055-920-5000
●熱田	〒456-0018 名古屋市中区熱田区新尾頭2-2-33	052-682-3111
●名古屋	〒460-0003 名古屋市中区錦3-23-18	052-951-7581
●豊橋	〒440-0897 豊橋市松葉町3-71-2	0532-52-0221
●津	〒514-0032 津市中央6-30	059-228-4155
●四日市	〒510-0074 四日市市鶴の森1-3-20	059-351-4871

北陸		
●富山	〒930-0004 富山市桜橋通り6-11	076-444-5121
●高岡	〒933-0912 高岡市丸の内2-6	0766-25-5431
●金沢	〒920-0964 金沢市本多町3-1-25	076-221-6141
●福井	〒910-0005 福井市大手3-14-9	0776-23-2090
近畿		
●大津	〒520-0047 大津市浜大津1-2-22	077-522-6791
●彦根	〒522-0073 彦根市旭町9-3	0749-24-3831
●京都	〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159-1	075-361-1120
●大阪	〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13	06-6532-0309
●堺	〒590-0972 堺市堺区竜神橋町2-1-2	072-232-9441
●梅田	〒530-0012 大阪市北区芝田2-1-18	06-6372-6551
●船場	〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17	06-6261-8431
●箕面船場	〒562-0035 箕面市船場東2-5-55 <small>(※平成26年5月12日に上記住所に移転しました)</small>	072-729-9181
●東大阪	〒577-0013 東大阪市長田中2-1-32	06-6746-1221
●神戸	〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111	078-391-7541
●姫路	〒670-0015 姫路市総社本町111	079-223-8431
●尼崎	〒660-0892 尼崎市東難波町5-19-8	06-6481-7501
●奈良	〒630-8227 奈良市林小路町8-1	0742-26-1221
●和歌山	〒640-8033 和歌山市本町3-27	073-432-1281
中国		
●鳥取	〒680-0023 鳥取市片原2-218	0857-22-3171
●米子	〒683-0067 米子市東町168	0859-34-2711
●松江	〒690-0887 松江市殿町210	0852-23-3131
▲浜田	〒697-0015 浜田市竹迫町2886	0855-23-3033
●岡山	〒700-0818 岡山市北区蕃山町4-1	086-225-1131
●広島	〒730-0051 広島市中区大手町2-1-2	082-248-1151
●福山	〒720-0814 福山市光南町1-1-30	084-922-6830
●広島西部	〒733-0833 広島市西区商工センター1-14-1	082-277-5421
●下関	〒750-0016 下関市細江町1-1-13	083-223-1151
●徳山	〒745-0034 周南市御幸通1-10	0834-21-4141
四国		
●徳島	〒770-0901 徳島市西船場町2-30	088-623-0101
●高松	〒760-0028 高松市鍛冶屋町3 <small>(※建替のため、平成26年11月25日に上記店舗へ移転しました)</small>	087-821-6145
●松山	〒790-0001 松山市一番町2-6-4	089-921-9151
●高知	〒780-0870 高知市本町4-2-46	088-822-4481
九州・沖縄		
●福岡	〒810-0001 福岡市中央区天神1-13-21	092-712-6551
■福岡	〒813-0034 福岡市東区多の津1-7-1	092-622-2821
●北九州	〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-1-2	093-533-9567
●久留米	〒830-0032 久留米市東町42-21	0942-35-3381
●佐賀	〒840-0801 佐賀市駅前中央1-6-23	0952-23-8121
●長崎	〒850-0032 長崎市興善町2-21 <small>(※建替のため、平成26年10月20日に上記店舗へ移転しました)</small>	095-823-6241
●佐世保	〒857-0053 佐世保市常盤町4-21	0956-23-8141
●熊本	〒860-0806 熊本市中央区花畑町12-24 <small>(※建替のため、平成25年11月5日に上記店舗へ移転しました)</small>	096-352-6184
●大分	〒870-0034 大分市都町2-1-6	097-534-4157
●宮崎	〒880-0811 宮崎市錦町1-10	0985-24-1711
●鹿児島	〒892-0847 鹿児島市西千石町17-24	099-223-4101
●那覇	〒900-0015 那覇市久茂地2-22-10	098-866-0196
海外		
●ニューヨーク支店	666 Fifth Avenue, 14th Floor New York, N.Y. 10103 U.S.A.	1-212-581-2800
◆香港駐在員事務所	Suite 3702,37/F., Central Plaza, 18 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong	852-2524-5111
◆上海駐在員事務所	中華人民共和国 上海市延安西路2201号 上海国際貿易中心大廈1706室	86-21-6275-3860
◆バンコク駐在員事務所	Unit6,10th Floor CRC Tower, All Seasons Place, 87/2 Wireless Road, Lumpini, Phatumwan, Bangkok 10330, Thailand	66-2-654-0588

■	●	▲	◆	計
●	■	▲	◆	93 (うち海外1)
	■			3
	▲			5
		▲		3
		◆		3
			計	104 (うち海外4)

株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
発行/平成27年1月 広報部
〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17
TEL : 03(3272)6111
URL <http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

中間期ディスクロージャー誌
2014

